

---

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回川西町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は6名でありますので、本日とあす行うこととし、本日は4名の方の一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の神村建二君は質問席にお着きください。

5番神村建二君。

第1順位、神村建二君。

(5番 神村建二君 登壇)

○5番 おはようございます。

2つのテーマについて質問をいたします。若干長くなりますが、お聞き取りをお願いしたいと思います。

1つ目、空き家問題について問う。

問題空き家はどのくらいあるか。

総務省の住宅・土地統計調査によれば、2013年の全国の空き家数は820万戸、空き家率は13.5%となり、10年前に比べて、空き家数は107万戸、空き家率は1.3ポイント上昇したと公表しています。

先日の町の情報では、町内の空き家数は現在およそ400戸であると聞いています。ひところは約300戸であったので、本町の空き家の数は確実にふえています。

空き家には、売却用、賃貸用、別荘など二次的住宅、そしてその他があります。このうち問題となるのは、空き家になったにもかかわらずそのまま放置されている、その他の空き家です。このその他の空き家が空き家全体に占める全国の割合は38.8%に達しています。本町の場合その他に分類される空き家はどのぐらいあるか、伺います。

こうした空き家が長く放置されると、倒壊したり、小動物のすみかになったり、不法投棄の危険性が増すなど周囲に悪影響を及ぼす、いわゆる問題空き家となります。問題空き家を除却する対策として、国は2015年5月、空家等対策特措法を施行し、倒壊等保安上危険、衛生上有害、景観を著しく損なうものを特定空き家と認定し、助言、指導、勧告、命令、代執行の措置を行えることになりました。

現在、400戸ある町内の空き家のうち、この特定空き家に該当する空き家はどのぐらいあるか、伺います。

空き家問題について月刊誌地方議会人が、本年10月号で特集を組んでいます。その内容を一部引用しながら、以下、問題を提起します。

空き家の所有者は特定空き家にならないように維持管理を行うことが望ましいことであるが、除却を選択した場合でも除却費用が大きな壁となってなかなか前に進めないでいる。そのため、自治体によっては除却支援を行っているところもある。各自治体のホームページによると、広島県呉市、群馬県高崎市、札幌市などでは、一定額の除却費用の補助を行っている。県内では、山形市が公費による除却を行っている。その内容は、危険な老朽空き家が対象で、土地建物を市に寄附し、跡地を地域で管理することを条件に公費で除却している。

このような除却支援や公費による除却について、本町ではどのように考えているか伺います。

空き家バンクの活動状況は。

一方、空き家の利活用については、多くの市町村が早くから空き家バンクの設置を進めてきました。自治体が空き家の登録を募り、物件情報を公開し、購入者や賃借人を探し成約につなげている。実績の出ている空き家バンクの例としては、所有者による自発的な登録を待つだけでなく、不動産業者やNPO、地域の協力員などと連携して積極的に物件情報を収集しているようである。さらに、空き家バンクの問い合わせがあった場合、物件案内はもちろんのこと、生活面や仕事面などさまざまな相談に応じたり、きめ細かな対応をしていること

がうかがえる。文献によると、空き家バンクの成約件数が最も多いのは長野県佐久市で、2008年度のスタートからこれまで400件以上成約している。

本町における空き家バンクの登録件数、成約件数、また課題は何か、伺います。

空き地の対策はどのように。

本年6月6日、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が成立し、同月13日に公布された。これは、所有者不明土地問題への対応策が講じられたものである。具体的には、増加する所有者不明土地について、収用手続きの合理化や一定期間の使用権の設定等を通じてその利用の円滑化を図るものであり、所有者不明土地問題への対応策と考える。

近年、相続放棄のケースが増加し、所有者不明の土地が確実にふえている。これらの土地の円滑な利用を可能とするため、地域住民のための公共的な事業の実施を可とする地域福利増進事業の創設、公共事業を行う場合に事業地となっている土地の収用等を可能とする土地収用法の創設、また、地域福利増進事業等を実施しようとする場合、公簿書類に記載された土地所有者の探索に関する情報を、市町村長にその提供を請求できることとした。空き家と連動する空き地の有効活用、空き地を出さないための取り組みが円滑に行われることが期待されています。

このような支援制度のもと、空き地対策で講じているものがあるか伺います。

空き家、空き地発生予防の仕組みは。

空き家、空き地は今後ますますふえていくことが想定され、その対策は画一的に捉えるのではなく状況に応じた対策、支援策を考え、それを支える制度や仕組みなどきちんと考えていくことが肝要と思われる。

ひとり住まい老人や核家族の高齢世帯が増加傾向にある中、空き家発生の要因は所有者死亡が多くを占めている。こうした増加する空き家の数を少しでも食いとめるため、予防の考えが研究されている。

神奈川県松田町では、高齢者に対する空き家予防の意識づけを行い、所有者死亡による空き家発生の抑制を図る対策を推進している。住宅の所有者が死亡したときに陥りがちな問題、空き家が問題となる前に取るべき対策（家族相談、遺言、成年後見制度、家財整理）、空き家発生予防のための高齢者向けリーフレットの配布、終活講演会の開催を行い、家、土地の資産をどのように引き継ぐかを考える、こうした事業を行い、空き家、空き地の発生の予防を試みています。

空き家、空き地発生の予防に対する本町の考えを伺います。

2つ目の課題、国際交流について。

本町国際交流の現況は。

国際交流の目的は、異なる文化や価値観に触れ、相手を理解しようと意見を交わすことにあると言われてしています。

山形県にも公益財団法人山形県国際交流協会があり、山形から世界を見てもようをスローガンに活動を進めています。

全国的にはさまざまな次元のものがあり、海外からの留学、技術研修、またNPO、NGOなど諸団体の海外協力ボランティアの活動なども行われている。

置賜地方にも多数の国際交流組織があり、米沢市国際交流協会（米沢市）、日仏交流の会（米沢市）、支倉常長日西文化協会（米沢市）、長井バードゼッキンゲンクラブ（長井市）、置賜百姓交流会（長井市）など多様である。

自治体が主体となっているものもあるが、民間の自発的な組織もある。構成人員も大小さまざまであるが、いずれも外国人との交流を通して、人種、国籍を超えて相互理解をし、友好親善を図ることを目指して活動が行われている。

本町には川西町国際交流協会があり、現在2011年から継続しているマレーシア国サバ州との交流を続け、会員のマレーシアへの訪問、2017年、マレーシア青少年の来町、2018年などを行い、国際親善に努めています。

また、本町と同じくマレーシアと交流のある福島県中島村を会員有志が今年10月に訪問し活動の様子を見聞するなど、活発な事業を展開しています。

川西町国際交流協会の特筆すべきなのは、同交流協会事務局長がマレーシアから本町に移り住んでいるリチャード・チン・キムファン氏であるということです。同氏は、川西町とマレーシア双方の内容を熟知し、会員から絶大な信頼を得ている適任者です。同交流協会の会員数は現在50名、年会費は2,000円となっており、イベントなどの事業には参加者が実費を負担して運営している。費用的に決して楽な運営ではありません。

本町における国際交流組織への支援状況はどのようになっているか、伺います。

また、本町が把握している他の国際交流組織の状況について伺います。

以上、通告のとおり質問します。

○議長 町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 神村建二議員のご質問にお答えいたします。

初めに、空き家問題について問うの1点目、問題空き家はどのくらいあるのかについてありますが、本年2月、町内全域を対象に職員による悉皆調査を実施し、空き家の可能性のある物件421件を把握したところであります。その後、建物の不良度判定を含む現地実態調査を6月から10月にかけて実施し、332件が過去1年以上居住または使用されていない空き家であることを確認しました。確認した空き家については、川西町空家等対策計画に基づき、所有者等に対し空き家の管理や利活用等の意向調査を実施する予定であります。

このため、現時点において放置状態になっている問題の空き家を正確に区分できてはおりませんが、不良度判定の結果、建物に破損等が認められ適切な管理がなされていないと推測される件数は全体の46%の153件と見込んでおり、このうち第三者に危害を与える可能性のある危険空き家は21件であります。

特定空き家の認定については、町からの管理要請に応じない空き家のうち、第三者に危険を与えるおそれのある空き家について別途調査を行いながら認定する必要があり、現時点で特定空き家と認定している空き家は、平成28年度に認定した1件であります。

また、空き家の除却支援については、本年度、危険空家等除却支援事業補助金交付要綱を制定し、危険空き家の除却に対し除却費用の5分の4以内、上限40万円の支援を実施しております。今年度の実績は1件であり、来年度以降も継続して実施する予定であります。

なお、公費による空き家の除却については、空き家の所有者にその管理責任があることから、基本的に公費による除却の実施は想定しておりません。ただし、危険空き家の状態で、その所有者の特定が不可能かつ危険性が増し緊急を要するような場合は、略式代執行による除却を検討すべきものと考えております。

次に、空き家バンクの活動状況はについてであります。本町の空き家バンク制度につきましては、平成23年度から運用を開始しております。平成29年度からは移住定住の総合窓口として集落定住支援員をまちづくり課に1名配置し、空き家バンク制度の充実強化を図り、物件の調査や登録、利活用の促進、相談等を通じ登録物件所有者と利用希望者との紹介、調整を行い、移住定住施策の推進のため空き家バンクを運営しております。

庁内的には、まちづくり課、住民生活課及び税務会計課が連携を図りながら、固定資産税の納税通知書を送付する際、空き家に関するチラシを同封し、空き家の適正管理と空き家バンクの活用について周知を図っているところであります。

また、平成30年1月から町ホームページに専用ページを開設し、利用希望者の利便性を高めるため詳細な物件情報の掲載に努めるとともに、休日における登録物件の内覧等、きめ細

やかな対応に努めており、相談件数及び成約件数の増加につながっております。

本年11月末までの登録件数及び成約件数については、登録件数が46件、成約件数が30件となっており、集落定住支援員を配置した平成29年度からは、ともに件数が増加している状況となっております。

空き家バンクの運営では、家財道具を残したまま空き家になっている物件が多く見受けられ、その家財道具の処分や、相続放棄等により所有者が不明な場合、法的手続に費用と時間をかけて行う必要があることなどが利活用を困難にする課題と受けとめておりますので、それらの課題解決と適時適切な情報発信に努め、空き家バンクの効果的な運営を行ってまいります。

次に、空き地の対策はどのようにについてであります。人口減少、高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加しております。

このような中、議員からご紹介いただきましたとおり、所有者不明土地の公的機関の関与による地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築に向け、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が本年6月に成立、公布され、11月15日から施行されました。

ご指摘の空き地対策については全国的に空き家対策ほど進んでいないのが実情であり、平成28年度に国土交通省が実施した空き地等に対する自治体アンケートによれば、63.6%の自治体が調査を行う予定はないと回答しております。その中では、空き地等の実態を把握する仕組みづくりの課題として労力、予算が確保できないとの回答が最も多く、全体の69.3%となっております。

また、空き家は建物が現存し危険な状態になった場合の影響が大きいのに対し、空き地はその影響が小さいことや、火災の予防のための消防法に基づく危険物件の除却等、所有者、管理者等に対して必要な措置をとるよう命ずることができるとされておりますが、ごみの不法投棄の抑止のための廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく土地の所有者に対する清潔保持等は努力義務にとどまるなど、空き地に起因するさまざまな問題について規制する法律等が整備されていないことが課題となっており、空き地対策が進まない要因と考えられます。

一方、同じく国土交通省が実施した平成28年度土地問題に関する国民の意識調査では、身近に感じる土地問題として空き家、空き地や閉鎖された店舗などが目立つことが41.0%と最も高く、空き地の増加で問題と感ずることとしては、雑木、雑草の繁茂が60.4%、ごみの不

法投棄が59.7%と高く、空き家とともに空き地の増加を問題と感じている方が多いことが確認されます。

空き地問題の対応に向けては、政令指定都市などの大都市を中心として、私有財産である空き地等への管理や利活用の促進に向けて条例等を制定しております。空き地の雑草等に起因する問題に対処するため空き地の草刈り条例を制定した例や、空き地の管理を含む総合的な環境保全条例の中で対応するもの、火災予防を目的とする火災予防条例で対応するもの、さきの空家等対策の推進に関する特別措置法の制定に伴い空き家対策とあわせて空き地対策を目的とする条例を制定した例など、さきの国土交通省による自治体アンケート結果では、35.4%の自治体が条例等を制定していると回答しております。

今回、所有者不明土地に向けた法律が制定されたところでありますが、空き地等の管理や利活用に向けても、国の検討会において、所有者だけではなく民間、行政及び地域コミュニティによる空き地等の適正管理、利用を促す方策の整備が必要との取りまとめが示されております。

人口減少、高齢化が進展する今、所有者にとっては次の利活用を希望される方等があらわれる可能性が低くなる上、将来にわたって責任を持って管理し続けることも困難となっており、このような土地を適正に管理していく新たな仕組みの構築を国や県等に求めていく必要があると考えております。あわせて、国・県等の動向を注視しながら、本町としての対応を検討してまいります。

次に、空き家、空き地発生予防の仕組みについてであります。空き家、空き地については私有財産でありますので、所有者等に適正な管理や利活用を促すことが重要であると考えております。

その中で空き家の発生予防に向けた取り組みとしては、さきにお答えしましたとおり、本年5月の固定資産税納税通知書の発送にあわせて空き家の適正管理や空き家バンクの活用についてのチラシを同封し、空き家の利活用への誘導と適切な管理または除却について啓蒙を図っております。

このほか、県宅地建物取引業協会等と連携した空き家相談会の周知や、役場窓口において所有者等からの相談業務に対応しており、今後も県や関係機関等と連携し、さらなる対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

一方、空き地の発生予防に向けた取り組みとしては、死亡届を役場窓口で受け付ける際に、相続登記の必要性や農地や森林を相続された場合には、農業委員会や町に対し届け出が必要

であることを、チラシと書面を配布しながら説明しております。

人口減少、高齢化が進展し、今後空き家や空き地が増加することが見込まれます。その中で適切な情報提供を行いながら、所有者等に適正な対応を促すことが重要であると考えております。現在、調査を継続中の空き家等の実態把握に努めるとともに、財産管理に関する法律相談の実施など、効果的な対策を研究してまいりたいと考えております。

次に、本町国際交流の現況はについてであります。本町で活動している川西町国際交流協会は、平成22年に諸外国の人々との理解を深め、友情を育み、交流を通じ国際化への理解を深めるとともに会員相互の交流を推進することを目的として設立され、会員から会費を徴しながら町内在住外国人との交流事業を中心に活動されている状況であると認識しております。議員ご指摘のとおり、当協会事務局長がマレーシア出身ということで、同国サバ州コタキナバル市の青少年育成団体と同協会とが交互に訪問し、交流を深めております。

川西町国際交流協会の支援については、毎年、異文化、国際化への理解を深めるための交流事業を開催しており、本年はイングリッシュサロンとして小・中学生も気軽に英語や異文化を体験できる講座を開き、講師謝礼等の財政的支援と広報活動等の人的支援を行っているところであります。

一方、町は町内在住の外国人に対し年間23回の日本語講座を開催し、在住外国人の生活の円滑化に向けた支援を行っております。

本町での国際交流の状況としては、女性農業者等グループであるときめきセミナーが、学校法人アジア学院の学生を本町に迎え、会員宅等でホームステイの受け入れを行うなど、長年交流活動を行っております。

また、町観光協会では、川西ダリヤ園や町内の観光施設のPR、さらには台湾エージェントとのつながりを構築することを目的に、ことし8月に置賜地域インバウンド促進会議が開催した台湾プロモーションに参加し情報交換を行うなど、インバウンドの推進とともに台湾との交流が促進されることを期待しているところであります。

そのほか、ことしはブラジル日伯援護協会より本町とゆかりの深いブラジルスザノ市にあるイペランジアホームダリア園へ栽培技術者を1月中旬から2カ月間ブラジルに派遣し、栽培指導とともに交流を図ってきたところであります。

このほかにも本町は国際的な視野を持った方々が幅広く活躍されており、今後も町民の皆さんの多様な異文化交流による人との交流がまちづくりの発展につながることを期待しているところであります。

以上、神村建二議員のご質問の答えとさせていただきます。

○議長 神村建二君。

○5番 空き家問題につきましては、平成28年6月の議会の一般質問で伊藤寿郎議員から特定空き家についての質問をしております。その後、現在2年半過ぎまして、その間にいろんな法律、空き家に関する法律ができて、そういうこともありまして、空き家の予防という観点も踏まえて今回質問にまとめさせていただきました。

ただいま回答ありました内容によりますと、本町の空き家全体の数は421戸、その中で放置されている空き家は332戸、そして、特定空き家は1戸あるというふうにお聞きしました。これらの戸数は、いずれも今後増加していくものというふうに判断されますが、町として今後予想される数値、想定される数値というものがあれば伺います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 具体的に放置されている状況、放置といいますか、先ほどの300件につきましては1年以上使われてない状況でございます、その中では、使われてないということでもありますから、所有者の方が時々来られて管理されているという物件もございますので、その実態についてはさらに調査をしていかなければいけないということでご理解賜りたいと思います。

先月からずっとふれあいトークをさせていただいております、また、民生委員協議会の皆さんにもご相談を申し上げた経過があるんですが、今、川西町の高齢化率は35%ということでございますが、とりわけ75歳以上の方々が3,000名いらっしゃいます。高齢世帯、単身であったり夫婦世帯であったり親子であったり、そういった方々がそれぞれの自治会もしくは集落内にどのぐらいの方が生活されているのか、さらには後継者の方がいらっしゃるのかどうかというようなことを実態調査する必要があるだろうと。その中で、今400件近い空き家があるわけですが、さらに増加する可能性もあるということなども把握していく必要があるだろうと、そういう時期を迎えているということで、ご相談もしくは話をさせていただいているところでございます。

切実な課題というふうに捉えておまして、今のところそこまで踏み込んだ調査はしていませんが、課題として受けとめているところでございます。

○議長 神村建二君。

○5番 ありがとうございます。

本町では、県内で初めて特定空き家の代執行を行うなど、担当部署の努力もありまして他市町村に比べて進んだ対応がなされているというふうに認識をしております。

空き家バンクについては、先ほど数値を確認しましたが、演壇からの質問で紹介しました空き家バンクの問い合わせがあった場合、生活面や仕事面などの相談に応じたりきめ細かな対応をする、これは神奈川県松田町の例ですけれども、こういったことに対する本町のスタンスですね。いろいろと本町でもやっていたらいいことは、先ほどのご答弁の中にありまして、チラシの同封とか、これ固定資産の納付書、通知書のときにあわせて発送すると。ですから必ずしも対象でない家庭にも全部行くわけですが、そういったこととか、それから、県の宅地建物取引業協会と連携した空き家相談会の周知ですね、ですから、これどのぐらいの頻度で行われているのかも、ちょっとここだけではわからないんですが。そういったことはやっていたらいいんですが、もっと踏み込んだ内容、そういったことも、その辺の本町のスタンスというのはどういうふうに捉えていらっしゃいますか。教えていただきたいと思えます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今現在取り組んでいる空き家バンクの取り組みについては、緒形まちづくり課長から説明させますが、今、集落定住支援員を配置させていただいて、空き家がありますよという情報をいただいて、その空き家の情報をいただいた方の持ち主の方とやりとりをして貸していただけるかどうか、どの程度の手をかけるなければいけないのかわかるかどうか、そういった調査を實際させていただいて、その物件をご紹介申し上げて、それを買いたいという方がいらっしゃれば、そこは民間と民間の部分でございますので直接的に支援員が中に介入するというのではなくて、住民の中で不動産屋さんも含めてでありますけれどもご紹介申し上げるというようなことでございます。やはり善意と善意の中で、業として町が取り組んでいる内容ではございませんので、そういうところはご理解いただきたいと思います。

今進めている実態については、緒形課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 緒形まちづくり課長。

○まちづくり課長 命によりまして、私のほうからこれまでの空き家バンクの活動状況について説明をさせていただきたいと思えます。

町長からの答弁にもありましたように、5月に納税通知書の送付をしますと、やはりそれに基づいて問い合わせ、相談等も多くなっている状況にあります。そうした状況で、やはり所有者の方が建物を手放したいとか貸したいというようなご相談に、電話やメール、直接まちづくり課のほうに来庁いただいて相談を受けているということも年々、年々といえますか

平成29年度からふえてきている状況になっております。そうしたことで、やはり所有者の方については、貸したい、売りたいというニーズは高まっているなというふうに感じているところでもあります。

ただ、その建物の状況についても、それぞれ各個別の内容で調査しなければならない事案、答弁にもあるように少し課題もありますので、そうした内容を一つ一つ解決しながら、ご相談に応じながら、登録していただきながら、また、利用希望者の方もふえてきておりますので、そうした需要とニーズに対応したマッチングのシステムということで、現在、集落定住支援員を中心に進めさせていただいている状況でございます。

○議長 神村建二君。

○5番 空き家バンクにつきましては、先ほどの回答ですと登録数が46件で、成約件数が30件というふうなお答えをいただきました。今、緒形課長さんから、まちづくり課としての取り組み内容についてお話しいただきましたが、その空き家バンクの紹介というのは、まちづくり課が受け皿になってやっぺらっしゃるということによろしいんですか。

○議長 緒形まちづくり課長。

○まちづくり課長 議員からご質問あるように、空き家バンクの運営については、まちづくり課で所管している内容でございます。

○議長 神村建二君。

○5番 そのときに、前段で質問した内容でございますが、空き家バンクが単にあるよと、家があるよというような紹介のほかに、例でお話ししたような生活面の相談とか、仕事面の相談とか、そういったものは対応なされていらっぺらっしゃるんでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 空き家バンクをどうしてまちづくり課に置いているかということを考えていただきたいんですが、川西町の大きな課題である人口減少対策ということもありまして、川西町では移住定住施策を推進すると。特に今回の豆の展示会もさせていただきましたけれども、川西町で生活ができる情報発信をするわけでありましてけれども、その中で一番大きいのは住むところはどうか、あとは仕事はどうかというようなことで、外で情報発信しながら、じゃ見てみようかとか、川西行ってみようかというようなことの誘導をしているところでございまして、あくまでも物件を空き家対策ということではなくて、移住定住を促進するための一つのツールとして活用しているということでご理解賜りたいと思っております。

○議長 神村建二君。

○5番 次の項目でございますが、空き地対策ですね。これは、先ほども質問なり回答なりありましたように、この6月に特別措置法ができた。したがって、それによって所有者不明土地の対応策が促進されるということが想定されます。さらに、空き地と空き家を連動して、そしてそれにならないように、そういうふうな空き地や空き家にならないように、予防の仕組みをつくっていくということが最も重要なというふうにするわけです。

所有者死亡、所有者が亡くなる、そういった空き家発生、これを生きている間に発生を抑制する意識づけが必要だというふうにするわけです。ただ年をとって、だんだんと寿命もなくなってくるというのをただ待っているんじゃなくて、空き家、空き地にならないような対策を生きている間に考えていくと、そういう意識づけを持っていただくと。そのためには空き家となる前の予防ですね、それをやはり施す必要があるんじゃないかと。

例えば、先ほど壇上で申し上げました、終活講演会の開催とか、それから高齢者へのいろんな遺産相続、それから後見人とか、そういったことを織り込んだ高齢者へのリーフレットの配布とか、それからまだまだありますけれども、そういった予防となるような、そういった事業を展開していくということが非常に大事なというふうに思われますので、そういった一歩踏み込んだ具体的なプランというものは予定としてないのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 最近の週刊誌の中でも終活という言葉がたくさん出ておまして、長寿を重ねることの中で医療とか財産の処分とか、さまざまなものが混在しているといいますか、我々がご答弁申し上げる担当者とも相談させていただきました。神村議員の前向きなといいますか、空き家が次の方にしっかりバトンタッチできるように、空き地が放置されて環境を悪くしないように、予防的にというそのお気持ちは十分我々も理解させていただきますし、そこが皆さんにとって活用できるような、公共的な形で活用できれば、そこは町が責任を持って貸借を結ぶ、借りることができるというような法律になりましたので、そういったものの活用なども課題として捉えているところでありますが、やはりあくまでも個人所有である、また、そこで生活されている方の思いというのをどうやって尊重していくのかということで、すごく悩ましい思いで捉えているところであります。

町が直接的に情報発信して、その窓口になるということについては、現時点では検討に入っていないのでありますが、将来的なことを考えれば、先ほど空き家の話をさせていただきましたけれども、やはりしっかりとした財産管理をしていただくような仕組みが必要なの

かなと思います。

他の事例など、井上未来づくり課長が調査しておりますので、答弁させたいと思います。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 空き地対策に向けましての特に予防という面でのお話でございました。

今回議員のほうからご紹介いただきました取り組みというものは、大変参考になる取り組みだと思います。

本町といたしましては、実際に相続のような機会が生じた場合に、その手続をいかに円滑に進めて、いわゆる今回ご紹介いただきました所有者不明土地、そういった土地を発生させないというような対応、これにつきましても大変重要な取り組みであるというふうに考えております。

よって、現時点におきましては、死亡届が発生した時点におきまして、その円滑な手続に向けた制度のご説明、そしてまた情報共有化しながら、それらの対応を各担当課が当たっているというような状況でございます。

先進の事例を見てみましても、やはり今回ご紹介いただいたのは事前のいわゆる周知といえますか、そういった取り組みを積極的に取り組まれていらっしゃる自治体もございますが、やはり一方では、本町と同様に各関係の組織、私の役場で申し上げますと各関係課の担当者が連携を図りながら、その円滑な手続に向けたご支援をさせていただいているような取り組み、これも全国では多くなってきているというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この空き地につきましても、それをいわゆる規制する法制度、先ほど町長が答弁申し上げたとおりでございますが、これがまだ確立されていないということが何より大きな課題なのかなというふうに受けとめてございます。

○議長 神村建二君。

○5番 空き家問題はひとまず置いて、次に、国際交流の現況について再質問をいたします。

国際交流については多種多様なものがあって、その発生の動機とか規模とかさまざまなものがあります。先ほどの壇上の報告の中で、本年10月に川西町国際交流協会が福島県中島村を訪問して視察したというふうにお話を申し上げましたが、小生もそのとき同行して活動の内容を拝見させていただきました。

中島村は福島県の南にありまして、西白河郡に含まれております。白河市とちょうど隣接しておりまして、人口は5,200名、基幹産業は農業です、米とか、それからトマト、野菜類、花類、そういったこじんまりとした村ですけれども、その中で印象に残ったのは、中学校が

1校、中島中学校というのがありまして、その学校行事として中島中学校生徒修学旅行マレーシア訪問というのを行っています。毎年50名ほどの3年生がマレーシアに修学旅行に行っており、現地の生徒と交流を深めているというような内容でございまして、村も非常に興味を持って費用の一部を負担しているというような状況にあります。

そういったことを踏まえて、本町としての国際交流活動についてどういうふうに対応していくのか。先ほどいろいろと内容をお答えいただきましたけれども、町としてそういった方針等があれば伺いたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 マレーシアとの交流、コタキナバル市との交流につきましては、もう六、七年になっておりまして、町議会の中でも議員の訪問団がコタキナバルを訪問した前例もございまして、大変有意義な交流をしたという報告をいただいているところであります。さらには、昨年の夏には校長先生方が自主的な形で交流された、交流といいますか海外を訪問されたという、教育長さんのお骨折りで訪問されたというお話も伺って、多種多様な交流があっただけいいのかなというふうに思います。

中島村の内容については、私も直接お話をお聞きしておりませんが、先進事例としてすばらしい内容だなというふうに思います。この置賜管内でも、高島町さんが中学生、高校生をオーストラリアに派遣されておりますし、南陽市さんがカナダのほうに派遣されたりとか、白鷹町さんがやはりオーストラリアに派遣されたとかさまざまな、若い人たちをいい経験を積むということで派遣されたというふうなお話もいただいているところでございまして、本町でも若者の海外支援といいますか、海外視察などの研修の支援も事業化してきたところではありますが、なかなか参加者が集まらないという状況の中で一区切りをつけさせていただいたところがございます。

今後の課題としては、中・高生を派遣するという場合にはしっかりと受け入れ団体、もしくはアテンドする人材の育成なども必要でございまして、小学校の英語の義務化も始まりましたので、そういう意味では小・中から高校生として英語の能力を高めていくということは現実的に求められ、さらには力もついているというふうに思いますので、国際的な視野を持った人材の育成というのは今後の課題として受けとめさせていただきたいと思っておりますし、教育委員会とも十分意思疎通を図りながら取り組むべき課題というふうに捉えております。

○議長 神村建二君。

○5番 もう少し質問したいんですけども、時間が来ていますので終わりにしたいと思います。

すが、国際交流協会の活動というのはインバウンドにもつながることにもなりますので、その活動が継続できるように町としても注視をしていっていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 神村建二君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時40分といたします。

(午前10時25分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

---

○議長 第2順位の鈴木幸(合)君は質問席にお着きください。

3番鈴木幸(合)君。

第2順位、鈴木幸(合)君。

(3番 鈴木幸(合)君 登壇)

○3番 改めまして、おはようございます。

午前中2人目の質問ということで、質問させていただきます。

なお、最近目が遠くなりましたので、通告文を持たせていただきながら質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長宛て通告のとおり質問いたします。

大項目1番、災害対策について。

1、災害廃棄物の処理。

近年、自然災害による災害廃棄物の処理が問題になっています。まずは仮置き場の確保の問題ですが、本町の防災計画では、瓦れきの処理に長時間を要するところがあることから、必要により生活環境の保全上支障がない場所に、瓦れきの選別や保管可能な場所を確保するとありますが、具体的に検討なされているのでしょうか。いち早く仮置き場を選定しなければならない場合、公共施設の平坦で広い場所となれば学校のグラウンドであると考えますが、学校敷地内は環境衛生上はもちろんのこと住民の避難場所になっており、学校が授業を再開するなどした場合どうなるのか、伺います。

2番、応急仮設住宅の設置。

防災計画では、町は県が実施する応急仮設住宅の建設可能な用地の把握に協力するため、建設用地を選定し報告するとあります。健康衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮し、原則として公有地を優先して選定し、やむを得ない場合は私有地を利用するとなっております。この点についても具体的に検討がなされているのか、伺います。

3番、自主防災組織の女性リーダーの育成。

本町には、7地区に自主防災組織がありますが、女性リーダーについて現状はどの程度おられるのか、伺います。

防災対策については、男女双方の視点に立って対策を推進することが重要と考えます。避難所運営等の意思決定の場に女性が少なかったために女性の声が届きにくく、避難所での着がえや授乳の問題など、さまざまな場面で女性の視点を踏まえた取り組みが十分なされないとの指摘もあります。このようなことから女性の防災人材を育成する必要があると考えますが、町としての対策を伺います。

大項目の2番です。除雪アダプト事業について。

1、申請件数の増減と安全対策は。

除雪アダプト事業は、町内自治会が生活道路の確保のため自治会住民に委託する機械除雪作業ですが、申請件数の推移はどうなっているのか伺います。

高齢化社会になり生活道路の除雪は体力的にも大変な状況にあり、自治会内で助け合いで行っている現状と思われまます。機械除雪であるがため、万が一の事故発生が生じた際の対策はとられているのでしょうか。町の補助金を拠出している以上、町の責任はどうなるのでしょうか。保険等の加入を促しているのでしょうか。自己責任において対処せざるを得ないのか、見解を伺います。

②補助金の精算根拠は。

補助金の精算は、事業終了時に報告書の提出を求め行っていると思いますが、申請件数が多くなる中で、どのような根拠をもって精算しているのでしょうか。除雪単価に作業時間(10分単位)を乗じた額となっておりますが、この単価は毎年の申請件数によって違う単価になっていないのでしょうか。当初予算内で精算すれば、雪の多い年は作業時間もふえるのではないのでしょうか。また、機械の燃料代にもならないのではないのでしょうか。見解を伺います。

大項目の3番、障がい児の入園、入学について。

①医療ケア児の受け入れは。

医療ケア児とは、生活する中で医療的ケアを必要とする子供です。病院以外の場所でたんの吸引や経管栄養など、家族がケア児に対して生きていく上で必要な援助をしなくてはなりません。

このような子供が本町にはおられるのか、伺います。もしおられるとすれば、入園、入学ができる体制が整っているのか、あわせて伺います。また、本町に受け入れる施設がないとすれば、県及び近隣市町にはあるのでしょうか。

2016年、児童福祉法が改正され、医療ケア児の存在が初めて法律に明記され、医療や福祉に加え教育の面でも支援が受けられるように努めなければならないことになりました。

本町としてどのような支援があるのか、伺います。

また、置賜管内に医療的ケアが必要な子供がいらないとは限りません。定住自立圏構想の中で生活機能の強化分野の中で、医療、福祉の面での連携する取り組みで管内市町が同じ課題を抱えるとなれば、今後の課題として構想見直し時に提案していただけるかどうか、伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 鈴木幸谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、災害対策の災害廃棄物の処理についてであります。平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、これまでの災害をはるかに上回る災害廃棄物が生じたことから、本県を含む各県が被災地の復旧復興の妨げとなる災害廃棄物の処理に対する支援を行いました。このことから、国では、東日本大震災における災害廃棄物処理で得られた経験や知見を踏まえ、これまでの震災廃棄物対策指針と水害廃棄物対策指針を統合し災害廃棄物対策指針を平成26年3月に新たに策定したところであります。

さらに、平成28年1月には、廃棄物の適正な処理に関する基本的な方針において、都道府県の役割として地域防災計画等との整合性を図りつつ、災害廃棄物処理計画の策定や市町村の計画策定への支援が示されました。

それを受け、県では、平成30年3月に山形県災害廃棄物処理計画を策定し、本年8月及び11月に市町村計画の早期の策定に向けた災害廃棄物処理計画策定に係る研修会を開催したところであり、県内では南陽市が11月に策定しておりますので、本町といたしましても来年度中の策定を目標に検討してまいりたいと考えております。

市町村処理計画では、想定される災害等に対する事前の体制整備、行政、住民、事業者等との連携による災害廃棄物の処理や災害廃棄物の量の推計から仮置き場の面積を推計するなどの具体的な事項について盛り込むこととなります。

災害廃棄物等の仮置き場の具体的な場所の選定については、計画策定の際に検討してまいります。災害の種類、規模、被災状況等により選定する必要があり、事前に数カ所候補地を選定しておき、災害時にその中から決定することとなります。

次に、応急仮設住宅の設置についてであります。川西町地域防災計画では、災害対策基本法及び災害救助法に基づき、県が建設する応急仮設住宅の建設用地の選定について協力し、建設用地の選定結果について県に報告することとしております。

建設用地については、議員ご承知のとおり、原則として県有地などを含め公有地を優先して選定すること、やむを得ない場合は私有地を利用することとしております。公有地としては旧新山中学校跡地及び旧大塚幼稚園跡地等を予定しておりますが、災害別や地域別に検討を進めております。現在のところ、私有地を利用する具体的な予定はございません。

災害が発生し仮設住宅が必要となる場合には、被災の状況や建設に必要な規模等を考慮し、県と連携をしながら対応したいと考えております。

次に、自主防災組織の女性リーダーの育成についてであります。まず、災害時への備えには、自助、共助、公助の3つの役割があり、地域の住民が防災活動を実施するために自発的に結成する組織として、自主防災組織が共助の役割を担っております。

また、この3つの備えの割合については、自助が7割、共助が2割と言われており、合わせて9割となるということは、万が一の際は自分の命はみずからが守るという意識に立つことが大事であるということの証左とも言えます。

町における自主防災組織の結成状況については、平成17年度から各地区で進められ、平成23年7月に全7地区での組織化が図られ100%の組織率となっております。毎年、各自主防災組織においては、防災備品の整備や組織体制強化のための研修、防災訓練等が実施され、有事の際への備えが図られております。

議員ご質問の女性リーダーの現状であります。本町においては平成27年度より地域の防災力の強化を図ることを目的に、地域の中核となり平常時の自主防災組織における訓練の企画、指導や地域住民への防災知識の普及活動、災害発生時における応急対策活動に当たる役割を担う防災士を養成するため、その資格取得に係る費用について全額支援しており、これまで9名が防災士の資格を取得し、うち女性は1名となっております。

また、防火、防災に関する意識の啓発と知識及び技術の向上を目的として山形県消防学校が実施している自主防災組織リーダー研修についても、自主防災組織の体制強化のために各自主防災組織に案内しており、毎年受講者がおります。しかし、会場が庄内の三川町にある県の消防学校で1泊2日の日程であることから、家庭をあけられない事情などもあって女性の受講者はこれまでのところございません。

防災士養成研修講座、自主防災組織リーダー研修のいずれも、その趣旨、目的は男女を問わず受講できるものであり、議員ご指摘の女性の視点を踏まえた取り組みや対応は当然必要なことでありますので、男女共同参画の視点から、町として各自主防災組織に対し女性が能動的に資格取得や研修受講を目指すことができるよう、働きかけや支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

なお、現在、自主防災組織とは別に本町では川西町女性防火クラブが組織され、18名の皆さんが家庭の防火や防災に役立つ活動、広報活動を通じ、防火、防災意識の醸成などに取り組んでおられます。

さらに、平成8年度に結成された川西町女性消防団は、現在13名の団員がおり、女性ならではのきめ細やかさを生かして、いざというときに家族や近所の方、地域の皆さんを守るため、応急救護や防災に関する知識、技術を身につける活動に励んでおられます。

このように、自主防災組織のみならず女性防火クラブや女性消防団など女性の活動母体がありますので、災害発生時における避難所等の活動に女性の視点が生かされるよう、人材育成や組織強化の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、除雪アダプト事業についての1点目、申請件数の増減と安全対策はについてですが、除雪アダプト事業は、平成24年度から川西町除雪アダプト推進事業補助金要綱を定め、事業を推進しております。本事業の目的は、町の除雪計画に入っていない生活道等において、自治会が自治会内の交通の確保のために自主的に行う機械除雪作業を住民に依頼し、その費用を支払った当該自治会に補助金を交付するものと要綱で定め、補助金の対象を人件費のみの支援としております。

本事業の実績につきましては、平成24年度に16件、平成25年度に14件、平成26年度に15件、平成27年度に18件、平成28年度に19件、平成29年度に21件となっており、増加傾向になっております。

安全対策についての現在の状況は、町による保険の加入は行っておりませんが、自治会によって自主的にボランティア活動保険等に参加いただいております。今後は、保険加入を促

しながら、安全に作業を行っていただけるよう指導してまいりたいと思います。

次に、補助金の精算根拠はについてであります。本事業の要綱の中では、自治会に対し予算の範囲内で補助金を交付することとしております。その積算根拠は、町が設定する人件費単価以内の時間当たりの除雪単価に実働時間を乗じた額を対象とし、除雪の延長距離により補助金の上限額を設定しております。3月に実績報告書の提出を求め、実際の作業実績により当初予算の範囲で交付してまいりました。

ご質問いただきました降雪状況や積雪量等による対応については、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

次に、障がい児の入園、入学についての医療ケア児の受け入れについてであります。医療的ケアとは、酸素投与や経管栄養、たんの吸引などを指し、家族等が自宅などで日常的に介護として行っているもので、病院で行われる急性期の治療目的の医療行為とは異なるものであり、医療的ケアを必要とする子供のことを医療的ケア児と呼んでおります。医療的ケア児は、全国では平成28年度で1万8,000人を超え、本町では現在1名と把握しております。

初めに、医療的ケア児の入園、入学ができる体制についてであります。平成23年12月、文部科学省通知、特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応についてにより、医療的ケア児への今後の対応について留意事項が示されました。それには、小・中学校等においては、看護師等を配置または活用しながら、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教員等がバックアップする体制が望ましいこと、教育委員会の総括的な管理体制のもとに、各学校において学校長が中心に組織的な体制を整備すること、また、医師等、保護者等との連携協力のもとに体制整備を図ることなどが示されました。

本町においては現在のところ、残念ながらこの通知で示されているような体制整備はできていないところであります。

また、県や近隣市町における受け入れ状況につきましては、県立の特別支援学校ではその状態によって受け入れられているものの、近隣市町の公立学校で受け入れているところはありません。

町といたしましては、今後は学校が教育活動を実践する場であることを念頭に置きつつ、医療的ケア児の状態等に照らしてその安全性を考慮するとともに、保護者の意向も大切にしながら、関係機関とも協議していきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、平成28年5月、児童福祉法の一部改正において、地方公共団体に対し医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育

等の連携促進と支援体制の整備に努められるよう定められました。

医療的ケア児に対して教育の面でどのような支援があるかについてであります。相談支援と就学支援がございます。相談支援とは、入園、入学前から保護者の悩みや教育について相談を受け付け、必要な情報を提供するなどの支援を行うものであります。就学支援では、本町教育支援委員会において状況把握と判定を行い、保護者との合意形成をもとに就学先を決定し、この答申を受け、最終的に教育委員会が決定しております。教育支援委員は、より専門的な立場から審議、判定が行えるよう、医師や特別支援学校の教育関係者、町の健康部門の担当者など11名で構成されております。

なお、在宅の医療的ケア児の受け入れが可能な福祉事業所については、町内にはなく、置賜管内では通所サービス事業所として就学前の児童を対象とした児童発達支援事業所が1カ所、就学後の児童を対象とした放課後等デイサービス事業所が2カ所ありますが、受け入れの曜日や時間帯が限定されているところもあります。医療的ケア児を受け入れるには看護職の配置が必要とされておりますが、医療人材の確保が困難な状況にあることから、受け入れ可能な事業所が少ない現状にあります。

また、医療機関につきましては、保護者の介護負担軽減を目的に日帰りでの一時利用の受け入れの相談に応じている病院が、置賜管内で3カ所あります。

最後に、医療的ケア児の入園、入学に関して置賜定住自立圏構想の中での検討についてであります。現在のところ具体的な検討は行われておりません。

一方、県では、医療分野において医師会等との意見交換を行ったほか、本年度中に支援に携わる関係者で対応策を協議する場を設置する動きもあることから、医療的ケア児の支援については広域的な観点での取り組みが必要と考えられますので、まずは管内市町と課題解決に向け協議、検討していきたいと考えております。

以上、鈴木幸(合)議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 鈴木幸(合)君。

○3番 それでは、初めに、防災対策のほうから再質問させていただきたいと思っております。

大分前に町の防災計画が策定されておりますが、今現在見直し中というようなことも伺っておりますが、その見直しについての進捗状況はどうなっているのか、伺いたいと思っております。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ただいまのご質問でございますが、現在その見直し内容をほぼまとめまして、県

のほうに届け出て、チェックを受けておる状況でございます。それが年明けぐらいにそのチェックが戻ってきますので、年明け、1月ないしは2月にかけて町の防災会議を開きまして、新たな防災計画を改定していきたいというふうに思っております。

○議長 鈴木幸谷君。

○3番 わかりました。

それから、具体的な廃棄物の仮置き場のことについてちょっとご質問しますが、答弁書を見ると、発災した後から検討するというようなことの答弁書でございましたが、私の質問で、学校の敷地はこの仮置き場の対象になっているのかどうかちょっと伺いたかったんですが、答弁書の中では、まず検討するというようなことでしたが、学校のグラウンドあたりを災害の廃棄物の仮置き場として利用するのかどうか、その辺もし今現在検討なされていれば、お答え願いたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今検討中ございまして、どこどこにどういうふうにということを正確に伝えるところまではいきません。県からその計画づくりについて研修会なども取り組まれておりますので、次年度にはその内容については取りまとめをしていきたいと考えております。

東日本大震災のような大きな被害が発生した場合の大量の廃棄物仮置き場、これについては、まず応急復旧のための必要な措置として学校等の平らなところが使えるかなというのは私たちが承知しているところでございます。本町の場合どのような災害が発生するかという、計画をつくるに当たっての指針が求められております。その内容等については滝田課長から説明させていただきますが、まず、公有地で日常的な学校等の日常活動に支障のないようなところがまず優先だろうというふうに思っております。災害の規模によっても考えなければなりませんけれども、今現段階ではこういう公共施設、町が持っている町有地を優先して考えていきたいというふうに思っております。

滝田課長から説明させます。

○議長 滝田住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、私のほうから。

具体的なところにつきましては今後検討するというところで考えておりますが、まず、基本的に考えておるのが、町内に仮置き場というのをどのように配置するかということであります。最初に、町内全体の仮置き場は町全体で1カ所か2カ所、これにつきましては被災者の方が自分で持ち運ぶ、持ってくるができる、そういう災害ごみを1カ所に集めて、それ

ぞれ分別しながら、場所に持ってきていただくという仮置き場を1カ所か2カ所考えております。ただし、なかなか自分で持っていくのは困難だという場合がございますので、そういう緊急的な仮置き場としまして各地区に1カ所ぐらいは必要ではないかなというふうに考えているところです。

ただし、仮置き場の具体的な処理の仕方につきましては、環境に影響のあるごみというのは長く置くことが大変危険であるということがありますので、分別をした上で、そういう環境に影響のあるごみは早目に処理をするというようなことができるように、仮置き場については分別して対応するというところで考えております。

また、生活ごみであります。一般的な生活ごみにつきましてはごみステーションのほうで集めるわけですが、基本的にはごみステーションの集配は行くと。プラス、避難所ができれば、プラス避難所の生活ごみも集めるという。一般的な日常のごみを集めた上で、災害ごみは災害ごみとして仮置き場のほうに置くというようなことで考えていかなければいけないのかなというふうに考えておるところであります。

○議長 鈴木幸(台)君。

○3番 2カ所程度の仮置き場ということだったんですが、近年災害が起きたときの廃棄物ということで、皆さんやっぱり生活をいち早く再建したいということで、ごみ等が道路のほうに積み上がっているようなニュース映像なんかも見ますので、いち早く仮置き場を設置していただくような手配りをお願いしたいと思うんですが、万が一災害が起きた際にどのぐらいの日数で仮置き場を開設できるのか、検討なさっていただければお答えいただきたいと思えます。

○議長 滝田住民生活課長。

○住民生活課長 まず、仮置き場を設置するときの前提としまして被災状況、全壊が何戸、それから半壊が何戸、そういう建物の被災状況等によって災害ごみの量を推計します。災害ごみの量を推計した上で、仮置き場の面積がどのぐらい必要かということになります。それで、回答書にも書いておりますが、事前に仮置き場の候補地を数カ所決めておきまして、その中で必要な面積と必要な場所を選定した上で、災害が発生して、その計算の上で仮置き場を決定するということなので、具体的に何日というようなのはちょっとわかりませんが、早急しなければいけないものだというふうには考えております。

○議長 鈴木幸(台)君。

○3番 早急にということでしたが、ちょっと私も調べてきましたが、多分発災後1日とか2

日では開設は無理であろうと思います。1週間以内に何とか開設すれば、スムーズな廃棄物処理ができるのではないかなという結果も出ておりますので、なるべくなら事前に計画なんかを策定して、1週間程度で開設をしていただきたいと考えております。

あと、もう一点ですが、最低限仮設置き場の広さが5,000平米、1カ所当たり5,000平米ぐらいが必要な面積だというようなことも載っております。この5,000平米につきましては、重機、それとか、あと持ち込むダンプトラック、そういった動線、いわゆる運び込む動線を確保しなければならないということで、5,000平米ぐらいが必要だということになっておりますけれども、公有地で各地区で5,000平米というような土地が存在しているのか。ちょっと私もわからないので、そういった際に手っ取り早いのが学校のグラウンドになるような気がします。その学校のグラウンドに仮置き場を設置した場合、先ほど課長がおっしゃられたとおりに、衛生に悪いようなやつは早目に処分するのは結構なんですけど、材木とかいろいろな廃棄物が出てくるわけで、学校がいち早く開設したときに、いろいろなグラウンドに廃棄物が山積みされているというような状況を考えるのであれば、ちょっと教育的な観点からも衛生的な観点からも、ちょっとうまくないのではないかと私は考えているんですが、こういった5,000平米ぐらいの土地を公有地優先でということで、どういった考えで公有地優先というようなことになるのでしょうか。そこ、もし検討なさっているのであれば、お答え願いたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 これ微妙なこともありまして、仮置き場、やっぱり迷惑施設だということもあって、町民の皆さんの理解を得る、事前にここですなんていうふうに言うてしまうと課題もありまして、候補地は何カ所かあります。一番広いところでは7,000平米ぐらいありますので、そこは対処できるんだろうというふうに思いますし、より身近なところで地区の中に設置できないかというようなことも、災害の状況にもよりますが検討していかなければいけない。

私たち職員も中越大震災のときに、平成16年に震災あったわけでありまして、あのとき派遣しまして、川西中学校をグラウンドに、いわゆる被災された、地震の場合は割と壊れたものとか必要でないものを分別して置けるようにして、そこは誘導させていただいた、そのお手伝いもさせていただいたわけでありましてけれども、やっぱりきちんと分別するような形で協力をもらうというようなことになります。

もう一つは、今の集中豪雨による水害による大量の土砂が置かれるという状況がございまして、こういったものの処理などについては、さらに大量な廃棄物が出る可能性があつて、

その場合どうするかというようなこともシミュレーションしていきたいなというふうに思っております。

現行の中ではさまざまな要素について検討を重ねていきたいということと、今、鈴木議員からあった、1つ5,000平米、重機などが活用できるというようなレベルの仮置き場が必要ではないかということについては、大変ありがたい情報いただきましたので、我々もその内容について精査させていただきたいと思います。

○議長 鈴木幸合君。

○3番 災害ごみの処理の計画の策定ということで、先月の22日の山形新聞だったと思うんですが、答弁書にもあるように、南陽市のほうで初めて災害ごみの処理計画を策定したということでございます。新聞の記事を見てもみますと、いわゆる我々が防災訓練で想定しています長井盆地の西縁断層帯を震源とするマグニチュード7.7の地震で、南陽市では、建物1,966棟の全壊、31万6,500トン近い廃棄物が出るということで計画をつくられておりますが、この処理には3年ぐらいかかるのではないかとということで新聞記事にも載っておりましたが、こういった災害ごみの処理計画もあわせて今回の防災計画の中で盛り込むということでしたが、こういったマックス、いわゆる災害の一番大きかったやつをマックスとして、この計画及び仮置き場、そういった点もできれば盛り込んだ形で処理計画の策定をしていただけないかなと思っておりますが、この点はどうでしょうか。

○議長 滝田住民生活課長。

○住民生活課長 実は山形県の災害廃棄物処理計画の中に各市町村別の長井盆地西縁断層帯の地震が発生した場合の廃棄物の処理量というのが記載されていますので、それを参考にして作成していきたいなというふうに考えております。

○議長 鈴木幸合君。

○3番 ちなみに、川西町はどのぐらいの災害廃棄物が出るというようなあれでしょうか。

もし手間取るようでしたら、後でも結構です。

○議長 滝田住民生活課長。

○住民生活課長 夏の季節でありますと、可燃物、不燃物全部含めまして15万2,468トンです。それから、冬ですと17万4,439トンということで示されております。

○議長 鈴木幸合君。

○3番 ありがとうございました。

それでは、次の仮設の住宅のほうで質問させていただきますが、今までの防災計画の中だ

と県が実施する応急仮設住宅ということで、町としては建設予定地というか用地だけの提供で、この仮設住宅の対応というのは終わるんでしょうか、そこをちょっと。県がまるきり、仮設住宅は全部県が準備したり、予算的にというかお金の面も県が全部面倒見るといふことでしょうか。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 現時点では県が全て建設するというふうに認識しておりますけれども、詳細につきまして現実的に経験値は持っていないということもありますので、建設用地のみを提供するというふうに認識しております。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ただいま地域整備課長がお答えしましたが、若干補足いたしたいと思います。

建設整備に関しましては県でございますが、その後の入居者の選定であったり施設の管理、それについては町が関与いたすこととなりますので、つけ加えさせていただきます。

○議長 鈴木幸合君。

○3番 答弁書で見ますと、公有地として旧新山中学校の跡地及び旧大塚幼稚園の跡地を予定しておりますという答弁でございましたが、この跡地にはおおむね何棟の仮設住宅が建設されるというような予定を持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 平成19年度に県のほうに報告している資料に基づいてお答えしたいと思います。旧新山中学校跡地につきましては、98戸の戸数を予定しております。旧大塚幼稚園跡地につきましては、48戸ということで予定しておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 鈴木幸合君。

○3番 そうすると合わせると156戸が設置されるということですが、大規模災害になると、町全体で約5,000戸の住宅があると思うんですが、これだと足りませんよね。そうすると、また同じように現在使われている学校とか、今統合になって高山小学校のグラウンドなんかも利用されるかと思うんですけれども、こういった各学校のグラウンドあたりで何棟ぐらいできるのかというようなことまで検討されておるんでしょうか。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 町長の答弁の中にも記載させていただきましたが、今後災害別等々によりまして各地区で検討を進めているところであります。具体的には、答弁書の中で申し上げました2カ所につきましては19年当初というふうに認識しており、その後、平谷地住宅等々解体

もしております。そういったところで新たな公有地も出ている現状がありますので、現在そういったところで検討しております。

また、議員ご質問の5,000世帯ということですが、まずこの応急住宅に関しましては、半壊、全壊等々の調査を進めた上で必要戸数を限定するとしております。現時点では、全戸が被災し応急住宅が必要という認識は、正直申しまして持っておりませんが、具体的な各学校グラウンドで何棟という計画はまだ策定しておりませんので、今後の検討課題としていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 鈴木幸合君。

○3番 わかりましたが、やっぱりマックスの災害で戸数をいち早く県のほうに報告する上でも、どこの場所に何棟建つんだというようなことを前もって検討していただいて、防災計画の中とってはおかしいんですが、応急仮設住宅の計画というような形で、防災計画の補完的な役割をするような調書でも結構ですので整備をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、女性リーダーの育成の件に移りますが、各地区7地区の自主防災組織の中にどのぐらいのリーダーがおられるかということで質問をさせていただいたんですが、答弁書の中には、町全体として防災士9名の中に1名、あと女性消防団の人数等が上がっておりますが、各地区の自主防でリーダー的な存在の女性の人員は、联合会あたりでの調査というか、おかしいんですけれども、そういったことで何名いらっしゃるのか、もしわかればお願いしたいと思っております。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 答弁の中で9名防災士の資格取得に町は支援をしたということでお答え申し上げておりますが、この防災士の資格取得に関しましては、町が推薦する分ということで出向かせております。各地区にその防災士取得の意向を尋ねまして、そこで上がってきた方を町が推薦して上げておるわけですが、1名というのは実は玉庭地区から申し込みがあった方でございますが、個人名は省きますが、地区で地区センターの局長をなされている方でございますので、地域の活動でやっぱりリーダー的存在というふうには言えるのではないかなと思っております。

○議長 鈴木幸合君。

○3番 ちょっと食い違ったんですが、各地区の自主防に防災士、いわゆる資格を持った人じゃなくてもいいんですけれどもリーダー的な存在の方がいらっしゃるのかどうか、もしわか

ればお願いしたいんです。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 7地区、各地区ごとの自主防災組織がございますが、その各7地区で組織形態がさまざま、画一でないようでございます。ただ、それぞれの地区において女性部的な組織編成などをなされているところもあるようでございますので、そのような中で女性の視点での活動がなされている組織もあろうかなというふうに思っております。それが全部あるということまではちょっと未確認でございますので、断言はちょっと申し上げられません。

○議長 鈴木幸(合)君。

○3番 それでは、各避難所の運営になると、多分各地区の自主防のほうが運営を担うような形になろうかと思っておりますので、ぜひ各地区の自主防災組織の役員の方あたりにでも女性のリーダーをちょっと育成していただきたいなというようなことを、連絡協議会の中あたりでもお話をしていただければなと思っております。やっぱり避難所での割り振りといったらおかしいんでしょうけれども、女性は女性特有のやっぱり悩みがあると思うんです。それを男性目線で避難所の運営なんかをやると、どうしてもやっぱりいろいろな問題が生じると思っておりますので、ぜひ女性の方々の視点から避難所の運営なんかもできるように女性のリーダーの育成をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思っております。

それでは、大項目の2番の除雪アダプト事業に移らせていただきますが、まず初めに、実績というか申請件数ですが、この答弁書にある平成24年から29年の件数ですが、これは自治会の数の件数でしょうか、それとも路線数の数でしょうか。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 路線じゃなくて、実施団体数というふうにご理解していただきたいと思っております。

○議長 鈴木幸(合)君。

○3番 余り前までさかのぼりたくありませんが、平成29年度で21団体となっておりますが、路線数については何路線の申請があったのでしょうか。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 37路線でございます。

○議長 鈴木幸(合)君。

○3番 37件ということで、この団体の推移を見ても年々増加傾向にあるということで答弁書にもあります。各自治会で申請されるとき、多分1路線に1人のオペレーターさんがついて

アダプト事業をなされていると思うんですが、保険加入のことでちょっとご質問しますが、実際のところ、自治会のほうでボランティア活動保険に加入されているというのはわかりますか。今現在、この21団体の中でどのぐらいの数が自主的にボランティア保険に入っているのか。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 大変申しわけありません。現在ここに持ち合わせておりませんので、後ほど確認して答弁したいと思います。

○議長 鈴木幸合君。

○3番 毎年、雪が多くて除雪のときに除雪機に巻き込まれての事故が発生するなどということで新聞なんかにも載っておりますけれども、基本的に自治会からアダプト事業に参加して自治会の皆さんで共同して除雪をするんだということですが、町のほうでも補助金を払っている以上、万が一事故が起きた際には本当に自己責任でそれをクリアするというような考えでいいのかどうかというのは、ちょっと私疑問があります。ボランティア保険というのは、期間もあるでしょうけれども、費用的には、例えば1人についてどのぐらいのお金がかかるものか、もしわかれれば教えていただきたいと思います。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 ボランティア活動保険の掛金につきましては2タイプがございまして、Aタイプ、Bタイプ、もちろん掛金の差で出る保険料も違うわけですが、Aタイプに関しましては1人当たり350円、Bタイプに関しましては1人当たり510円というふうになっております。

○議長 鈴木幸合君。

○3番 今、350円、510円ということでしたが、精算するとき、例えば路線数、去年37あったということは、多分オペレーターの人は37人だと思います。精算時にこの保険料を、例えば補助金から差し引いて町で一括して保険加入するということはできないでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ボランティア保険、さらには人件費、それに燃料の高騰、こういったもの、さまざま要件があって、予算が不十分ではないのかなというご意見だというふうに思います。平成24年からこの事業をスタートしましたが、それ以前はありませんでした。各自治会を回ってふれあいトークをさせていただいているときに、自分たちの集落の中は町道に面していないので除雪を自前でやっていると。3軒、4軒の中で自前でやっていて苦勞も多いという話

の中で、やりとりの中で、せめて油代ぐらい支援していただけないかというところからスタートした事業でございます。

そういう意味では、全ての経費をカバーできるような内容ではございませんが、地元の助け合いの中で取り組んでいることについて、町として支援策を講じてスタートしたところでございます。さまざまな課題があるのは十分わかりますけれども、あくまで自主的な取り組みに対して支援していくというような考え方でスタートしておりますので、答弁にもありますが、今後の課題等は整理するものがあるものの、スタートがそういう形で自治会単位もしくはその集落内の合意形成の中で事業がスタートし、町として何らかの支援策を講じてきたということをご理解賜りたいと思います。

○議長 鈴木幸(合)君。

○3番 ちょっと時間がなくなりましたが、この除雪アダプト事業については大変有意義な事業だと思っています。今まで何も出なかったやつが、町のほうで補助金まで出るという大変すばらしい事業だと思っています。きょう、ちょっとケア児のほうも質問もしようかと思ったんですが、この件についてももう少し質問します。

単価、いわゆる作業単価ですが、平成29年度の1時間当たりの補助金の単価は幾らになっていますか。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 525円となっております。

○議長 鈴木幸(合)君。

○3番 525円ですが、その前年28年度から比べると1時間当たりの作業単価、これは下がりましたか、上がりましたか。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 29年度に関しましては、下がっております。

○議長 鈴木幸(合)君。

○3番 29年は下がったということですが、いわゆる流れ、自治会で申請を出して、交付決定額の通知をもらって、作業日報を出して精算という形でしょうけれども、この交付額決定については、どのような基準を持って交付額を決定しているのか、伺いたいと思います。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 昨年度までの決定通知書のやり方といたしましては、要綱にのっとりまして、各延長を含む3通りありますけれども、その上限額をもって決定通知書を出しているという

現状であります。

○議長 鈴木幸合君。

○3番 上限額をもとに決定というか、補助金の交付決定額を出しているということですが、当初予算70万ぐらいだと思うんですけれども、例えば200メートル超えると上限10万です。そうした場合、7路線分しか本当は交付できないのではないかと考えているんですけれども、精算額が交付決定額より大分下になるというのは、どういう見解で精算をしているのかちょっと疑問があります。交付決定額で、例えばこの路線は10万ですよと、精算額が2万円、3万円では、到底これから先いろいろつながっていくと思うんですけれども、だんだん毎年毎年単価が安くなっているようでは、やったださる人がいなくなるのではないかと考えているんですが、そのほうの見解をちょっと伺いたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 繰り返しになりますけれども、本当に全てが賄えるだけの予算措置はされておられませんし、人件費相当分もしくは油代相当分までも至ってないと。それは、各助け合いの応援という形でさせていただいております。降雪が多い場合は、やはり去年の29年度のように実質単価が下がってしまうわけでありますが、雪が少ない場合、稼働時間が圧縮されていれば、その計画どおりに執行される。予算の範囲の中でということで対応させていただいてまいりました。昨年は大雪で、今までにない除雪経費があったわけでありまして、昨年は予算の範囲の中でさせていただいたわけでありますが、ことし以降、降雪状況を判断しながら、どういった支援策が講じられるのかということで答弁書をまとめさせていただいたところでありまして、課題であるということは十分理解をしておりますが、その財政的な措置などについて検討させていただきたいと思っています。

○議長 鈴木幸合君。

○3番 じゃ、時間もなくなりましたので、最後にちょっと要望だけお伝え申し上げます。

いわゆる上限での募集じゃなくて、例えば時間単価当たりで募集したほうが、かえって住民の方は上限10万円ももらえるんだじゃなくて、作業した時間によって補助金が違うというような解釈なされたほうが後々スムーズに行くのではないかなと思いますので、ぜひ上限での募集というのをやめていただいて、時間単価をどのぐらいに設定するというような募集方法にさせていただきたいと思います。

これは要望としてお願いして、私の一般質問にしたいと思います。ありがとうございました。

○議長 鈴木幸(合)君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩します。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時41分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

○議長 第3順位の伊藤 進君は質問席にお着きください。

2番伊藤 進君。

第3順位、伊藤 進君。

(2番 伊藤 進君 登壇)

○2番 それでは、午後1番目の質問をさせていただきます。

議長に通告の質問を始めます。

本町では米づくりを基本に園芸振興、6次産業化などを推進しておりますが、こうした取り組みを行う上での生産技術については、関係機関との連携で行われているものと思われま  
す。こうした中で、異常気象時における対応は十分なされただろうか。ことしの米について  
知人は、平成5年の冷害と言われたときよりも収量がない、選別網の下米が多かったと言っ  
ておりました。

出来秋の対応は農家個々の判断になるのですが、作況指数によるところの判断も大きかっ  
たのではないかと思います。特にことしは判断が難しく、収穫しないとわからない状況にあ  
ったようで、予想外の減収という方々もおられました。

町では平成29年3月に、豊かさを目指す強い農業づくりとして農業振興マスタープランを  
策定し取り組んでいるのですが、生産技術向上もこの強い農業づくりには必要不可欠なもの  
ではないかと考えます。稲作で言えば、かつては米づくり推進員の制度を設け、生育調査あ  
るいは生産資材の試験等を通して、推進員がお互いに情報交換をしながら米づくりを行っ  
ていたのではなかったかと思えます。こうした生産技術組織が地域農業の下支えにもなって  
いたのではないのでしょうか。

稲作、畜産、果樹、園芸作物、エコファーマー、6次産業化、GAP等多様な取り組みが  
なされる中で生産技術向上の取り組みは必要であり、ここ数年、天候に左右される状況下に

あることを思えば、より重要になってきているのではないかと思います。

町では生産技術の向上の取り組みについてどのように考えておられるのか、伺います。

次に、財政政策についてです。

厳しい財政状況下にあることは変わりがないようですが、本町のまちづくりをサポートするクラウドファンディングはどのような状況にあるのか。

内閣府では、地域活性化の一手段としてクラウドファンディングを地方創生に生かすふるさと投資の普及に向け、平成26年10月に内閣府ふるさと投資連絡会議を設置しました。このふるさと投資、内閣府地方創成推進局資料によると、地域資源の活用やブランド化など地方創成等の地域活性化に資する取り組みを支えるさまざまな事業に対するクラウドファンディング等の手法を用いた小口投資であって、地域の自治体や地域づくり団体の活動と調和が図られたものをいうとのことようです。

事例の一つを挙げます。石川県輪島市でふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングに取り組み、伝統技術の継承、伝承を決断したとっております。

町行政は住民のための総合商社として、社会福祉の向上、地域経済の活性化等、町民生活向上と町の発展にしっかり取り組んでいると思いますが、ふるさと納税の企業版等を利用したガバメントクラウドファンディングの手法によって、よりよいまちづくりをしていくための取り組みも必要ではないかと思いますが、見解を伺います。

次に、2024年から施行される森林環境税です。

平成30年1月11日、森林環境税（仮称）等に係る都道府県林務関係部局長会議資料による抜粋、資料4の森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設の基本的な枠組みでは、森林環境税（仮称）は国税とし、都市、地方を通じ国民一人一人が等しく負担を分かち合って国民みんなで森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し市町村が個人住民税均等割と合わせて賦課徴収。森林環境税（仮称）は、地方の固有財源としてその全額を譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して森林環境譲与税（仮称）として譲与。森林環境譲与税については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等の森林整備及びその推進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとするがあります。

この森林環境譲与税は2019年からの施行となるそうですが、本町ではどのように考えておられるか、伺います。

最後になります。

今国会で水道民営化法案が可決されようとしております。水道事業が公営から民営になって料金が上がった場合、各家庭の負担がふえることになり、支払えない場合は供給がとまることになると言われております。SNS等では、水道事業の専門家がラジオで話したこととして、このまま水道民営化が進められると、海外企業を受け入れした場合、日本の水道料金は7から10倍になる地域も出てくる。特に人口の少ない地方の水道料金が真っ先に引き上げられると言っているそうです。

民営化を廃止し公営に戻した南米ボリビアのモラレス大統領は、国民の命が守れないとして次の発言があります。水を民間ビジネスに委ねることはできない。水道は基礎的なサービスとして国家が担い続けなければならない、それにより非常に安い料金での提供が可能なのだ。

水道水は町民が毎日口にするものであり、生きていくために重要なものであることを考えれば、水道民営化について私は反対です。国で法律が決定される状況にある中ですが、水道民営化に対して町ではどのような見解をお持ちなのか、伺います。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 伊藤 進議員のご質問にお答えいたします。

初めに、農業政策に係る生産技術向上の取り組みについてであります。農林水産省公表の米の作柄を示す作況指数は10月15日現在において、全国及び東北地方で99の平年並み、山形県で96のやや不良、置賜地域で97のやや不良となりましたが、6月からの記録的な高温、渇水による土壌還元や用水不足等に加え、8月下旬からの日照不足による登熟歩合が低下したことも大きく影響し、品種を問わず全般的に減収したものと推察しております。

一方、置賜地域の一等米比率については、10月末現在で、うるち玄米が96.4%と前年同期比3.3%上昇するなど、高品質・良食味米の生産が高水準で確保されました。本町においても11月末現在で96.7%と前年産とほぼ同率で推移しており、これもひとえにこれまで培われてきました生産者の栽培技術はもとより、生産者団体及び関係機関が一体となった各種取り組みの成果であると考えております。

さて、川西町産米改良協会では、川西産米の銘柄産地確立を図るため、優良種子の生産確保や栽培技術の普及、品位の向上と市場流通性を高めながら、農家経済の発展に寄与することを目的として、定期広報紙の発行による育苗及び田植え後の圃場管理から適期刈り取りま

での稲作技術情報を提供しているほか、栽培管理記録の記帳と農薬使用基準の遵守指導、フェロモントラップによる病害虫予察や計画的な防除指導、栽培講習会や稲作一斉巡回指導などを行い、組織を挙げて高品位で良食味米の安定生産対策に努めております。

県においても、ことし6月に各自治体があわった、やまがた攻めの米づくり日本一運動置賜地域本部が設置され、ブランド米戦国時代を勝ち抜く攻めの米づくり、消費者に信頼される米づくり及び稲作所得を向上する米づくりを運動の柱として、高品質・良食味安定生産のための適期、適作業の推進やつや姫、雪若丸の濃密指導など多岐にわたる運動が展開されております。

なお、12月中に開催される作柄検討会において、作柄要因の解析や次年度に向けた栽培管理の改善等が提案される予定であります。

このように、米づくりに関しては、生産者及び関係機関と連携しながら生産技術の向上に取り組んでおりますが、特に気候変動の影響を受けやすい特別栽培米等の安定生産、生産性の向上、生産コストの低減等を図る直播栽培の普及、推進及び新規需要米等の安定生産が今後ますます重要となり、地球温暖化に起因する気候変動に的確に対応するためにも、JAや県農業技術普及課等との一層の連携強化が求められております。

また、果樹及び園芸作物に関しては、主要品目では高温少雨等の影響による販売数量の落ち込みが見られましたが、販売単価は総じて高値安定で推移したところであります。露地栽培においては、地球温暖化や夏季の集中的な降雨、台風、予測困難な降ひょうなど、農作物への影響が大きい気候変動の中で安定的な収量や品質の確保が特に大きな課題であり、川西町園芸振興協議会において引き続き園芸振興アドバイザーによる技術指導を初め各部会研修会等による生産技術の確立及び普及指導等を通じて、生産基盤を確立しながら生産者所得の向上につなげる必要があります。

議員ご指摘のとおり、農業振興マスタープランの基本理念に掲げる豊かさを目指す強い農業づくりの実現のために、各種施策の着実な推進はもとより生産技術向上対策は必要不可欠であります。各総会においても、今年度の取り組みを検証しつつ、生産者への迅速な情報提供等に努めるとともに、国の気候変動への適応技術や緩和技術の確立に向けた各種対応及びきめ細やかな技術指導体制のあり方について、関係機関と協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、ガバメントクラウドファンディングの取り組みはについてであります。本町がインターネットによるふるさと納税申し込みの仲介事業者として選定しているふるさとチョイ

スによりますと、ガバメントクラウドファンディングはふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングで、自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組みとされております。

一方、ふるさと投資は、個人や中小企業者、ベンチャー企業者などの事業者が新しいプロジェクトを実行するため、クラウドファンディング等の手法を用いて資金調達を行うものであります。制度の運用に当たっては、地方公共団体や地域金融機関が効果的にかかわることによって関係者間に安心感が醸成されるとし、プロジェクトを認知し、持続的にサポートしていくことが求められております。

この2つの仕組みは、具体的なプロジェクトを提示した上で事業資金等を募るといった面で共通する部分もありますが、プロジェクトの実行者に違いがあるほか、ふるさと投資はあくまでも投資であるため、リスクが伴うとともに税控除が受けられないなど、ガバメントクラウドファンディングとは一線を画するものと認識しております。

本町においては、現時点でクラウドファンディングの手法を用いた実績はありませんが、国では現在ふるさと納税のさらなる活用を推進するため、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し補助を行った場合と移住交流促進事業を実施した場合に特別交付税による支援策を講じているところであり、この手法の活用に向けて研究する必要があると考えております。

現在、クラウドファンディング同様に具体的な事業を明示した上で寄附を募る自治体が見受けられるようになりました。より具体的に寄附金の使途を明示することで、寄附者のインセンティブをより高めることが期待できるものであります。ふるさと納税は、財源確保のみならず地場産業の振興にもつながり、本町の活性化を図る上で有効な仕組みでありますので、議員からご紹介いただきました手法を含め先進の取り組み事例等を参考にしながら、今後のまちづくりに向けた財源確保を図ってまいります。

次に、森林環境譲与税の見解はについてであります。平成17年2月に発効した京都議定書に基づく我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて森林吸収源対策を推進するため、その財源確保について検討が進められてきました。こうした経過を踏まえ、平成30年度税制改正の大綱により、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設が決定し、森林環境譲与税については平成31年度から自治体への譲与が開始されることとなりました。

森林環境税創設の趣旨は、国民に広く恩恵を与える森林の有する地球温暖化防止や災害防

止、国土保全、水源涵養等の公益的機能が、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定森林の存在や担い手の不足等により危ぶまれていることから、市町村が主体となって森林整備を行う新たな仕組みとなる新たな森林管理システムの創設を踏まえ、国民一人一人が等しく負担を分かち合って日本の森林を支える仕組みとして創設されることとなったものであります。

森林環境税は、国民から税をいただく森林環境税と、これを市町村等の森林整備等に使う森林環境譲与税という2つの税で構成されますが、森林環境税は納税者の負担を考慮し、東日本大震災に伴う住民税均等割の税率引き上げ終了後の平成36年度から課税となり、森林環境譲与税は、森林現場の課題に早期に対応する観点から、新たな森林管理システムが施行される平成31年度から譲与されます。

森林環境譲与税は、私有林人工林面積、林業就業者数、人口を基準に算定されることとなっており、本町へ譲与される税額は山形県の試算によりますと、平成31年度から33年度までは142万円、平成34年度から36年度までは213万円、平成37年度から40年度までが302万円、平成41年度から44年度まで391万円、平成45年度以降は479万円ほどになる見込みであります。

同税の用途については、市町村が各地域の実情に応じて決定しますが、基本的に間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てる必要があり、また、その用途内容の公表も求められることとなります。

詳細についてはまだ不明な点も多いところでありますが、新たな森林管理システムの施行により、森林所有者みずからが森林管理を実行できない場合に、町が森林管理の委託を受けて意欲と能力のある林業経営者に再委託するか、再委託できない場合は町が直接管理を行う必要があること、そのために平成31年度から森林所有者に経営方針の意向調査を行った上で経営管理権集積計画を作成し、同計画に基づいて公的な森林整備等を図る必要があることなどから、本町においては今後の研修会等を踏まえながら、これらに向けた取り組みに同税を充てていきたいと考えております。

国では、全国の自治体がこの税を有効に活用することにより、これまで手入れできなかった森林の整備が進むことを期待しており、本町においても限られた財源ではありますが、安定的な財源として同税を活用しながら、町内の森林整備が着実に進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、インフラ政策の水道民営化の見解はについてであります。議員ご質問の水道民営化についての改正法案は、ことし7月に衆議院を通過し、参議院での継続審議となった水道

法改正案の内容の一部であります。

今回の水道法の改正、その目的については、厚生労働省の資料によりますと、①国や都道府県等の水道事業関係者の明確化、②水道事業者間の広域連携の推進、③適切な資産管理の推進、④官民連携の推進等とされております。

しかしながら、一部のインターネットやマスコミテレビ等での報道では、実態として水道施設の老朽化が言われて久しいところ、長寿命化等の水道事業関連資産の適正な管理を行うとともに、官民連携を通じた民間の手法も活用しつつ、施設の更新、運営等を行うことができるようにすることに主眼が置かれていると言及されております。

具体的には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法の公共施設運営事業の仕組みを活用し、水道事業について水道管や浄水場といった施設は地方公共団体が保有したまま、水道施設運営権を設定しその対価の支払いを受ける一方で、十数年間の期間を定め民間事業者による水道の管理運営を可能にするものであります。

ご指摘のとおり、先進である欧州、南米の民営化は、多くの場合水道料金の大幅値上げやサービスの質の低下、水質の低下等を招いて失敗し、違約金を払って再び公営に戻している現状があります。

一方、厚生労働省、総務省が推進している広域連携については、本年度から山形県が主体となって3市5町の置賜圏域水道事業広域連携検討会を立ち上げ、経営統合以外にも施設の共同設置からシステムの共同化など多様な手法に取り組むことにより、コスト削減や事務処理の効率化といった経営基盤強化に向けた検討を進めております。あわせて、定住自立圏構想においても同様のテーマで連動し、共生ビジョン作成を検討しております。

また、総務省が設置して水道財政のあり方に関する研究会がまとめた提言案では、広域化、料金の見直し等を行った上で、それでも経営条件が厳しい事業者には、一部経営努力の条件を付しながらも管路等の更新事業を支援する新たな地方財政措置を講じることとしており、総務省ではその提言を受け、具体的な内容について取り組むとしております。

本町も人口減少による料金収入の落ち込みや施設の老朽化で経営環境が厳しさを増すのは必至であります。町民一人一人に安心・安全な水道水の供給が最大の目的であることを重視し、ただいま申し上げてきましたさまざまな場合についての情報収集、状況、情勢の分析を行いながら検討を進め、慎重に判断をしてまいりたいと考えております。

以上、伊藤 進議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 生産技術の向上ということについての取り組みなわけですがけれども、先ほども言いました、町と農協でお互いに米づくりというものに対して取り組んできたわけですがけれども、今から10年ぐらい前ですか、その役割を終えたというふうなことのようでしたが。やっぱりいろんな品種のものがつくられる、米以外にもいろんな野菜でも豆でもつくられて開発されて、それを生産者にどうだというふうなことで来るわけですがけれども、なかなかうまくいってないという部分もあるのではないかなと。特にやっぱり栽培指定になってくる、米で言えば特別栽培米というふうな形になるわけですがけれども、どうも地域によって結構ばらつきが出てきたりするという部分があったりするものですから、そういう技術力といいますか、それを均一化するような、均一化はなかなかいかない、土地の条件もありますからいかないんですけれども、そういったそれを先導するような役割の組織ということは考えられないのか、お伺いしたいと思います。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 ただいま作物の技術向上のための組織ということでございますが、米につきましては、産米改良協会ということで本町の主要産業であります米の技術の向上、それから優良米の産出というようなことで、産米改良がその大きな役割を担っているというふうに思っております。その他の園芸作物等につきましては、果樹園芸振興会という組織がございまして、あとその細部にわたったいろいろな部会が寄せ集まりまして生産技術の向上に努めているということでございますので、現在のところではさらに組織を立ち上げるというふうな考えはございませんが、県あるいは普及技術センター等々と連携を密にして情報を提供してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 確かになかなか組織をしていくというのは難しいかと思われま。しかし、即応できる体制なのかなというふうなことを考えますと、どうしてもその範囲が広がったりするとなかなか、はっきり言いまして普及センターなんかでも人手不足だなんていう話も出たりするものですから、なかなか対応できてない部分があるのではないかなというふうなことを感じますので、そういったところを何とか逆に行政の中で補完、市町村の中でそういった部分を補完できるようなものができないのかなというふうなことを感じたわけでありましてけれども、そういった部分についてはどうなんでしょう。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 稲作技術また園芸の技術というのは、経験とさまざまな研修などで蓄積されたものというふうに思います。私も農家でありましたので、さまざまところで勉強する機会をつくりながら技術の習得に努めたところであります。

現行の状況を見ますと、本当に素晴らしい技術を持っている皆さんばかりでありまして、いざ、じゃ研修しましょうといってもなかなか人が集まらないこともありますし、さらに普及課の話もありましたけれども、農協自体に営農指導をされる職員が減っているということもございまして、マンパワーが不足しているという状況であります。

じゃ、役場の中を見ますと、それこそ農作業を経験したことのないような職員ばかりでありまして、役場の中でそれを技術指導できるような状況ではないわけでありまして、そういう意味では、さらに技術の研修を取り組むには、栽培ごとの研究会なり、あるいは自主的な取り組みが求められるのかなというふうに思っております。

仕掛けといたしますか、例えば特別栽培米などについても有機物の還元などをしっかり取り組むための指導もできればいいわけではありますが、それぞれの団体がいろんな技術を持っていらっしゃるものですから、それを全体に束ねるということはなかなか難しい状況でありまして前に進んでいない状況であります。

課題は整理させていただきながら、個々の農家の皆さんのニーズというのをしっかり把握しないと、組織化というのは難しいのかなというふうに捉えております。規模も大きくなりまして農家数も減少している中でありますので、それぞれの農家の皆さんが個々人が努力されているというのが実態ではないかというふうに捉えております。

○議長 伊藤 進君。

○2番 なかなか組織化云々は難しいというふうなことでありますけれども、農業やったことのない職員の方がふえてきているという、それは仕方のないことですが、やっぱりせめて状況把握をするために、状況把握はちょっとおかしいかなと思うんですけれども、今の農業の状態ということをどこまで把握されているのかなんて思うんですけれども、やっぱり技術的なところを求めてもなかなか難しいかと思うんですが、やっぱり今の現状、せめて現状というところを把握してほしいなというふうな思いもするわけですが、どういうふうなことを職員の方に求めればいいのかなんて悩むところもあるんですけれども、農業関係についてはやっぱり産業振興の中の農業グループの方々、どうなんですか、現場を歩くというのはどれぐらいやっているんですかね。いろんな方法あると思うんですけれども。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 産業振興課の農業グループの職員が農地の点検ということで、作柄の調査、それから転作等の調査ということでは、現地を見させていただいてございます。先ほどお話ありましたとおり、技術的なことにつきましては、なかなか習得するにはちょっと時間がかかるであろうというふうに思いますが、農家の皆さんがよりよい農業をしていくための補助制度であったり支援制度であったりということの対応については、十分県と連携を持ちながら努力して対応させていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 生産技術についてはなかなか大変かなというふうに思いますけれども、本町でつくられているもの、どういう現状にあるのかということの把握だけはやっていただきたいなというふうに思います。

次のクラウドファンディングということではありますが、やっぱり川西町が本当に財政的に厳しくて、厳しくてというか、これから先、庁舎の建設も入ってくるわけですが、やっぱり一つの事業について、町の予算もそうですけれども、やっぱりほかからとってはあれですが、こういった制度を使いながら事業費を捻出するというのも必要じゃないかなんていうふうに思ったものですから質問したわけです。

例えば、ふるさと納税の企業版なんていうこともあったわけですが、それについては検討なされたことがあったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 ふるさと納税の企業版につきましては、以前も一般質問お受けいたしましたとお答えしているところでございますが、まず、パートナーとなります企業をまずは見つけるというような大きな課題がございます。その企業の方々の賛同を得ながら事業のほうの推進を図っていく必要がございますので、取り組み自体の有効性というものは認識しておりますが、今その課題の整理に向けて研究をしておる途上でございます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 例えば、6次産業化という部分の中でやりたいんだけど、資金的に町の補助もあるとはいながらも資金的にそういうものを使えないかなんていうふうな話はあるんですか、あったのかどうか。6次産業で何か事業をしたいといったときに、そういったものがあったのかどうか、そういう話、そういうことはないですかね。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 6次産業化に取り組みたい事業者等の方から、いわゆるクラウドファンディング型のふるさと納税を活用して事業資金を募ってほしいという申し出があったかというご質問というふうに捉えておりますが、現時点ではそのような申し出は受けてございません。

○議長 伊藤 進君。

○2番 やっぱりどういうものかという取り組む実態もわからないという人も結構いるのかなというふうに思うんですけども、6次産業化自体もクラウドファンディング使えるのかどうかということもあろうかと思うんですが、やっぱりいろんな町の事業を進める中においても、やっぱり財政的なところでなかなか進めないというふうなこともあろうかと思うんですけども、そういったいろんなこういった方策、さまざまなあらゆる手を使ってやっぱり検討していくべきではないかなというふうに考えますので、そういったところを検討するべきではないかなと私は思います。

次の質問、森林環境については回答いただいたとおりなんですけれども、結局、川西町の山を見た場合、やっぱり荒れているというふうなことがあるわけですが、これをどういうふうに計画して進めていくかということになるかと思うんです。前回鳥獣害なんていうことも、山の荒廃で鳥獣被害も拡大しているんじゃないかなんてことも質問させていただいたわけですけども、そういった部分を考えますと、やっぱりきちっと取り組んでいただきたいなというふうに思うわけでありますから、せつかくのこういう、町にそういった財源が来るということでありますので、これを山の再生というか、そういったものに取り組んでいくということになるかと思うんですけれども、具体的にどこか団体というところで引き受けてくれるところに財源を委託するのか、向けるのかということになるかと思うんですけれども、その点についてはいかがですか、新たな組織をつくるのかどうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 内容については阪野課長から説明をさせますけれども、森林環境税については町村会で強く要望活動を展開してきたところであります。新たな財源といいますか、町村というのは地方にあって、緑を守り、山を守り、人口は少ないけれども森林を守ることによって都市部に人たちの生活を支えているんだと、水と空気を守っているんだということで、森林環境税、森林環境交付税の創設を運動してきたところでありまして、ようやくたどり着いたところでございます。

かなり私たちも期待していたんですが、あけてみてこのような結果になったところであります。一番のネックは何かというと、国営林、国有林をたくさん持っていらっしゃる北海道

とか市町村があるわけでありますが、国有林は対象外、民有林でやるということ。さらには、民有林も植林をしているといいますか人工林であるところが基礎データということで、人口ベースもありますけれども、本町の場合は民有林は多いわけでありますが人工林が少ないということで、その人工林が、植林をしていないということになるわけでありますが、今の町の実態からすれば里山林で、ナラとかこういった雑木、広葉樹がまきや炭で活用されてきた、植林をするという機会を失ってきながら生活に密着した山であったわけでありますが、こういったものがなかなか該当されなくて、100万程度の予算しか渡されないと。

これについては、国有林を持っているところは国有林も地域を支えているんだということで、国からすれば、国有林にきちんと営林署があって税金を注入しているんでそこはしっかりやってもらうので要りませんとは言いますが、国有林がもう7割、8割の自治体もありまして、そういったところでは大変な不満がある。我々からすれば、里山林ということで地域の経済を支えたり環境を支えてきているわけでありますが、人工林でなくてもそれを認めてほしいというようなことで、新たな展開を今模索しているところであります。

取り組みについては、当面140万でできる内容でしかありませんけれども、そのことについては阪野課長から説明させてもらいたいと思います。

○議長 阪野農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

ただいまの質問は、実際に施工はどういった形で誰が行うのかといった内容なわけでありますが、民間の業者さんですとか森林組合といった組織が想定をされるわけでありますけれども、そういった施工者の公募につきましては県のほうが行うというようなことになっておりまして、県が選定した業者さんを町のほうで選んでお願いをするというような形になってきまして、新たな組織をつくるといったようなことではない制度になってございまして、これからそういった対象となる想定される面積はおおむね想定をしているところでありますけれども、さらに調査を進めながら、具体的な計画をその後作成していくというようなことで進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上であります。

○議長 伊藤 進君。

○2番 そうしますと、例えば今境界がわからないといった場合に、人工林のところはできるけれども、それ以外のところではできないということになるんですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 国有林は本当に川西は少ないんでけれども、民有林があります。民有林の中にも町有林は該当外です。官行造林なども該当しません。その中で、本当に個人で植林されている人たちの面積を集めて、今森林組合の皆さんともいろいろ、大体5ヘクタールぐらいの規模をまとめていただかないと、管理するというのとあわせて伐採もしますけれども、その後植林もしなければいけないということで、民有林の所有者の方々の意向調査をいただいて、植林をして立派に育てている、自分できちんと管理できますよという方はそのまま管理していただくわけでありましてけれども、その手を加えられない方について意向調査をすると。その中で境界などの確認をしたりしながら、おおむね5ヘクタールぐらいをまとめてもらわないと委託をされても受けられないというような話をいただいております。その調査から、意向調査から入ることになりますので、150万程度ですから、町内では約500ヘクタールぐらいあるだろうということなんです、その500ヘクタール全部管理すれば500万程度、調査だけにかかるだろうというふうに言われておりますので、規模は小さいわけでありまして、5ヘクタール、10ヘクタール規模ぐらいのところからスタートさせていただきながら、どのような手法がいいのか、さらに研究をしていきたいなど。まずは、意向調査から始めさせていただくということでございます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 今のお話を伺って、川西町の山全体ができるのかと私も思ったわけですが、そうじゃないというふうな話で、これもまた非常に厳しいなと思ったんですけれども、

いずれにしても、限られた金額であっても、そこからそれをベースにしながらやっぱり広げていくという、また要望していくというふうな活動になろうかと思うんですけれども、やっぱり山が荒れている状態、非常に見苦しいといえれば見苦しいというふうな形になるわけですが、そういった手間はかかる仕事ではありますけれども、やっぱり粘り強く進めていく必要があるなと思うんですけれども、今後そういった要望などをなされていくのか、これは町単独ではないとは思いますが、どのようなお考えをお持ちか、お伺いしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 伊藤議員からは何回か鳥獣害被害の対策などについても一般質問いただいているわけでありまして、山が荒れているというよりは、山は財産ですので、財産をしっかり管理して活用していくということが一番の我々としては目的にしていかなければいけないなど。あわせて管理することによって生活が成り立つと、経済が回るということを目指していかなければ

ばいけないだろうというふうに思っております。

玉庭地内の中にも、新たな形で森林を活用した施業などができないかということで若い方も頑張っておりますので、彼ともいろいろやりとりさせていただきませうけれども、上手に山を生かしながら、木を生かしながら、無理のない形で管理できていくというような話も今勉強会スタートしておりますので、彼らを中心にしながら、町の財産である山を活用できる仕組みをつくっていかねばいけないなど。

そのためには、まず境界をしっかりと、その利用を地主さんから認めてもらう、権利をしっかり受けとめさせていただくような組織化が必要かなというふうに捉えて、課題整理を今しているところでございます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 山ですから、多分忘れられて何代も前にさかのぼるというふうなことにもなろうかと思うんですけれども、粘り強くしていくしかないのかなというふうに私も思うんですけれども、ぜひ実態ということ強く訴えていく必要があると思いますし、限られた範囲でしかできないというんじゃなくて、やっぱり全体を見てやっぱりやらなくちゃだめなんだというふうなことをやっぱり伝えていかないと広がっていかないのかなというふうに考えますので、何かの機会にはやっぱり伝えていくべきではないかなと私は思います。

最後になりますけれども、先ほど水道の民営化ですが、本当に私もインターネットの情報で知ったわけですが、前にPFIの改正の中で鈴木清左衛門議員も民営化の話をしたと思うんですけれども、やっぱり最終的には住民が生活できない実態になるというのは非常におかしいと思いますので、回答の中では定住自立圏構想においても連動した共生ビジョンを作成、検討ということなんですけれども、町単独でこの水道事業は今企業会計になっておるわけですが、今後どのように進めていくのか、やっぱり定住自立圏の中で水道事業というのは進められるのかどうか、どうなんですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 町の財政の中でも、水道事業会計はこれからも維持していくのはかなり厳しいということで重要事業要望の中にも入れさせていただきまして、総務省や厚労省などにも要望活動をしているところでございます。

定住自立圏の共生ビジョンの一つの項目の中にも、水道の事業の広域化ということで川西町から提案をさせていただいて協議がスタートしているところでございます。これは、国のほうに行くと、まず、自前で浄水場を持っていれば、そこを何とか集約化するというような

話も出るんですが、川西の場合は県水を全て100%受水しているということで、その部分の合理化はもう進んでおります。また、職員の人員も限られた形で取り組んでいますので、もう削るものはほとんど削ってしまっている。それから先何かと言えば、やはり広域的なところで取り組むことによって圧縮できるものがないのかというようなことが話題でありまして、我々からすれば県水を買っている、綱木川からいただいている2市2町をまずベースにしながら共通課題を整理して、その負担を軽減できるものはないのか、勉強会なども企画してほしいと、これも県にもお願いしているところでございます。ようやく国のほうから指導が入るようになりましたので、県を主催としながら3市5町が一つの水道事業の課題整理などに協議が入るということでもありますので、定住自立圏の中でも同様の議論が進むものと期待をしているところでございます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 水はやっぱり我々の生活に直結するものでありますので、とにかく後で水道料金が高騰して飲めなくなったなんていうふうなことのないようにしてもらいたいと思いますし、1つ話の中であるのは、民営化された場合に、例えばTPPの発動とかなった場合に、それを再公営化するのは非常に金がかかりますので大変だというふうな話も出ておるようでありますので、やっぱり私は民営化はすべきではないと思っておりますけれども、町長もそうなのか、町長もといいますか町としては本当にその部分をどういうふうと考えておられるか、もう一回お伺いしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 先ほど答弁させていただいたように、本当にぎりぎりの状態で、管路の更新なども一般会計からの資本注入で更新しているわけでありまして、水道企業会計そのものが自立できるような状態ではないと。当然自立するとすれば水道料金を上げるという、受益者の方に負担を求めるということになるわけでありまして、それをぎりぎりのところで一般会計からの注入によって食いとめているというのが実態であります。そういう意味では、民間の方に開放したから経営が好転するなんてことはほぼ考えられないのではないのかなと、過疎化が進む地方の中で採算性の合うような民間事業者が生まれるということは難しいのではないかなというふうに捉えているところであります。

ひいては、水というのは命にかかわる大切なインフラでありますので、これについては公のものがしっかり管理していくということが大前提というふうに捉えているところでございますので、私自身としては、今の現行制度を守っていきたいというふうに考えております。

○議長 伊藤 進君。

○2番 宮城県の仙台市長は、当面は水道料金を上げない、でもいずれは上げるというふうな話も出ているようです。どれくらい上がるかはちょっと不明だということもあるようですけれども、やっぱり適正というのはどこまでが適正かというふうな話もあるわけですが、町民が本当に口にできないような水道料金ということにならないようにしていくべきだと思っておりますので、大変ですが、そういったことを踏まえてお願いしたいと私は思っております。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長 伊藤 進君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時10分といたします。

(午後 1時56分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

---

○議長 第4順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

6番橋本欣一君。

第4順位、橋本欣一君。

(6番 橋本欣一君 登壇)

○6番 本日最後の質問でございます。最後までよろしくお願ひ申し上げます。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

初めに、学校エアコンの設置の問題です。

6月定例会では教育長の答弁をいただきましたが、児童・生徒や教職員にとっては非常に厳しい回答でがっかりをいたしました。その後の猛暑の影響で全国的にエアコン設置の機運が盛り上がり、国においても重い腰を上げ補正予算で、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金985億円を2018年度補正予算限りで創設いたしました。この交付金のポイントは、国庫補助が3分の1、地方債の充当が地方負担分の3分の2の100%まで認められ、その元利償還金の60%まで後年度交付税措置されるため、実質的な地方負担26.7%まで軽減されることとです。

近年の夏場の気温は高温状態が続いており、来夏に対応すべきだと思います。町教育委員会は、この制度を利用する情報がありますが、いかがでしょうか。以下のように質問いたします。

- 1、本年の学校教室内の温度等の状況と熱中症対策は。
- 2、エアコン設備設置の必要数と予算規模。
- 3、冷房設備臨時特例交付金の利用についての考え方。
- 4、設置した場合のランニングコスト。
- 5、耐用年数後の更新の問題。
- 6、危険ブロック塀撤去除去について。

次に、現庁舎跡地利用検討の状況について質問いたします。

用地確定と同時に、議会では全会一致で跡地利用に関する決議を可決いたしました。あれから約1年たちますが具体的な動きが見えませんが、検討状況はどうでしょうか。

中心市街地の活性化のもとでハード整備が中心となりますが、利用する住民の意識高揚といったソフト面での取り組みも必要です。まちづくりや活用方法も含め総合的に意見を積み上げる場が必要となります。時間と労力もかかることから早急な取り組みが必要ですが、お考えはいかがでしょう。

ハード整備では、町単独事業では予算的には厳しいものがあります。さまざまな交付金、補助金の活用が当然必要となりますが、現庁舎解体後すぐに取り組むには、早期に方向性を定め、整備費用の自己財源の軽減を図る計画を立てなければなりません。

中央省庁要望活動で、歴史まちづくり法の研修が行われました。歴史的まちづくりを進める市町村が作成した歴史的風致維持向上計画をもとに、国の認定により町並み環境整備事業、都市公園等事業、都市再生整備計画事業などで国が支援するとあります。宿場町として発展し、歴史的にも価値のある建物、史跡、古墳、風習などがある小松地区にとっては該当可能な支援事業と考えますが、ご見解はいかがでしょう。

また、防災、健康、商業活性化などの面で組み合わせの事業も考えられます。各種制度利用の考え方についてのご見解はいかがでしょう。以下のように質問いたします。

- 1、町民、各種団体の意見聞き取りの状況について。
- 2、町長自身の跡地利用の構想は。
- 3、中心市街地活性化のための複合施設の要望があるが、可能な組み合わせモデルは。
- 4、歴史まちづくり法の活用による跡地利用は可能か。

5、各種補助事業による財源確保の方向性は。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 教育長小野庄士君。

(教育長 小野庄士君 登壇)

○教育長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、学校エアコン設置などについての1点目、本年の学校教室内の温度等の状況と熱中症対応はについてであります。本年は全国的に記録的な猛暑となりました。今夏の本町の気象状況の記録を見ますと、30度を超える真夏日が、6月は8日、夏休み期間を除きますと、7月は19日、8月は5日でありました。また、35度を超える猛暑日は、6月は2日、夏休み期間を除きますと、7月は6日、8月は2日で、最高気温は8月23日の38.4度であり、厳しい酷暑でありました。

教育委員会では、猛暑が継続する8月下旬に全学校の普通教室について室温の調査を実施しました。学校それぞれに教室の位置や構造が違っておりますが、全学校共通して最上階の3階教室が最も高く、教室内の温度は34度から36度でありました。

熱中症対策については、各学校で6月から熱中症の事故の防止に向けて取り組みを進めており、具体的には、保健指導に当たる養護教諭を中心に全職員が熱中症に対する予防や対処について情報の共有を図りながら、児童には水筒持参を徹底し細やかな水分補給や高温時には運動を抑制するなど、日々の予防指導に取り組んでおります。また、中学校では、登校時の制服を半袖、短パンに切りかえし軽装での授業に取り組んでおります。

室温の対策については、カーテンでの遮光や複数の扇風機で対処しており、水分補給を組み合わせながら熱中症に至らないように努めました。体調管理が必要な児童・生徒に対しては、冷房装置のある保健室等で回復が図れるように対処したところであります。

次に、エアコン設備設置の必要数と予算規模についてであります。本年は猛暑が継続する状況となり、7月には愛知県豊田市で小学1年生が校外学習の後に死亡する痛ましい事件が発生し、改めて熱中症における対処予防の取り組みが大切であると認識したところであり、児童・生徒の安全対策として体調管理に配慮した教育環境を整えるべきと判断いたしました。

多くの特別教室にエアコンが整備されている小松小学校では、今夏の猛暑時を受けて授業を特別教室に切りかえるなど緊急避難的な対応が可能となりましたが、それでも全児童が一斉に対応できる施設環境ではありません。

このことから、教育委員会としては、児童・生徒の学習活動の基本となる普通教室と特別

支援学級へのエアコン設置が望ましいと捉えたところであり、小学校では全校で51教室、中学校では15教室への整備が必要と考えております。

予算規模については、詳細の実施設計は行っておりませんので現時点での概算となりますが、実施設計にかかわる業務委託費と工事費を合わせて、おおむね3億1,000万円と試算しております。

なお、エアコン整備を実施する場合、多くの電気を必要とすることから現在各学校に設置している高圧受電設備の容量が不足することが想定されますので、高額な高圧受電設備の入れかえ経費を見込んで試算しております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 次に、私から、冷房設備臨時特例交付金についての考え方のご質問についてお答えいたします。

議員ご質問のとおり、国では今夏の災害とも言える猛暑や学校施設でのブロック塀倒壊を受けて、本年度の補正予算としてブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の新設されたところであり、この臨時特例交付金制度の特長は、現行の学校施設環境改善交付金では3分の1を国が負担する仕組みですが、新たに補助対象以外の3分の2の経費が補正予算債として充当が可能となり、その元利償還金の60%が交付税に算入され、後年度での補填を含めると実質の町負担の割合は約26.7%と地方負担の軽減が図られております。また、補助事業の交付決定前に着手した事業についても柔軟に対応するとの説明を受けておりますが、今回の臨時特例交付金は本年度の補正予算限定での措置であります。

町では、今般の特例交付金の情報を受け、早い段階から教育総務課及び未来づくり課において協議を重ねておりましたが、制度設計に係る補助対象経費の考え方について詳細な情報が不足していたことなどから、文部科学省や県担当部局へも直接的に情報収集を行ってまいりました。

制度設計では、設置者が積算する実工事費と国が定める配分基礎額で算定する額を比較し、どちらか小さい額を採用することとされており、国ではこれまでも学校の冷房設備整備に当たっては教室の面積に応じた基本単価が設定されており、今回の特例交付金でも同様の取り扱いとなること示されました。

先ほど予算規模の概算について教育長が答弁を申し上げましたが、各教室のエアコン整備

以外にも高額な高圧受電設備の入れかえの経費が必要とされ、国基準の工事費と現実的な工事費との差が相当大きいことが予測されます。

改めて特例交付金を想定した場合の費用負担を試算したところ、全体整備費の3億1,000万円のうち国基準により補助対象となる経費は約1億円とされ、そのうち交付金は3分の1で約3,300万円であります。また、新たに認められる補正予算債につきましては、国基準による補助対象経費が範囲となりますので、1億円から交付金を差し引いた6,700万円が対象とされ、交付税として算入される額はその60%の約4,000万円となります。このことから、本町の場合、特例交付金による国の支援は3,300万円に4,000万円を加えた約7,700万円であり、全体整備費の約24.8%の支援額になり、残りの2億3,300万円は一般財源となります。なお、一般財源分については町単独事業債として借り入れは可能とされていますが、国からの財政支援はありません。

このような状況ではありますが、今夏の現状や国の動向を踏まえますと、子供たちの健全な学習環境を少しでも改善していくことが必要と判断し、計画的に整備を図ってまいりたいと考えております。

12月議会定例会におきましては、川西中学校及び大塚小学校の普通教室と特別支援学級にエアコンを整備するための実施設計及び工事費を補正予算として提案しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議決後、実施設計におきましてランニングコストや安価で効果的な整備手法、また、学校全体の必要電力量を算出し高圧受電設備の必要性等の検討を行い、経費全体の圧縮を図ってまいりたいと考えております。

次に、設置した場合のランニングコストについてであります。現時点においては電気式エアコンを想定し工事費を試算しております。ランニングコストについては、全学校を整備した場合、電気料金は年間約450万円、設備機器類の保守点検、クリーニング等の経費として年間約200万円を試算しております。

なお、電気料金については、契約容量の変更により基本料金が高くなることが想定されますが、その増額分については現時点では見込んでおりません。

次に、耐用年数後の更新の問題についてであります。国が示している減価償却資産の耐用年数によれば、冷暖房設備については13年程度とされております。機器消耗品は短期的に交換が必要であります。保守点検やクリーニングを計画的に行うことにより機器設備全体の延命に努めてまいります。

更新に当たっては、年次計画的に対応してまいりたいと考えております。

次に、危険ブロック塀撤去状況はについてであります。教育施設には危険ブロック塀に該当するものではありません。

なお、9月議会定例会で補正予算をいただきました旧町立病院敷地内の南西側のブロック塀と旧東沢小学校の県道沿いのブロック塀については、それぞれ10月末及び11月末までに撤去工事を完了しております。

次に、庁舎跡地利用についての町民、各種団体の意見聞き取りの状況はについてであります。役場庁舎跡地利活用計画の策定に向け、今年度から庁内外に検討組織を設置し検討を開始することとしております。10月31日に庁内検討組織を設置し、現在は有識者はもとより地域づくりに主体的に取り組んでおられる方々などの参画を得ながら、幅広い視点を持って検討を進める庁外検討組織を設置し、検討を開始すべく準備を進めております。庁内外検討組織の情報の共有化を図り効率的に検討を進め、2019年度、平成31年度内の計画策定を目指してまいります。

検討に当たっては、本年3月に小松地区地域振興協議会から現庁舎跡地に交流センター建設の要望をいただいております。地元である小松地区の皆さんを初め役場と隣接する中央公民館を拠点に活動されておられる方々など、幅広い皆さんのご意見を十分に踏まえた上で検討を進める必要があると考えております。

この間に町民の皆さんからのご意見をいただく機会としては、平成29年度に新庁舎整備基本計画（案）に係るアンケートを実施し、その中で記述式で跡地利活用についてのご意見、ご要望をお寄せいただきました。この時点においては、公民館、交流施設、公園、広場、イベント会場の要望が多く、次いで、医療・介護・福祉施設、子育て施設の順で要望が多かったところであります。この時点においては、新庁舎整備計画に対する意向調査の一環としてご意見をお寄せいただきましたので、効率的な調査手法の研究とあわせて行いながら、改めて町民の皆さんのご意見等をお寄せいただく機会を設けてまいりたいと考えております。

次に、町長自身の跡地利用の構想はについてであります。私は中心市街地活性化を踏まえた庁舎跡地利活用の検討が必要であると考えております。小松地区は本町の中心市街地として商業や観光、あるいは事業所などの各種機能が集積し、長い歴史の中で文化や伝統を育み、川西町の顔として本町の振興発展に大きく寄与している地区であります。平成27年に策定した中心市街地活性化基本計画アクションプランはもとよりかわにし未来ビジョンにおいても、中心市街地の活性化を主要施策に位置づけ、活力ある市街地づくりを推進していくこ

ととしております。

今回の庁舎跡地利用については、その具現化を図る一機会と捉えており、中心市街地のにぎわいづくりにつながるよう、多くの人が集まる機能を備えることが重要と考えております。特に跡地利用についてはハード整備の議論が先行しがちですが、何より大切なのは、これからのまちづくりに必要な人材育成、商工業活性化など、まちづくりが目指す方向を定めることが優先されるべきと考えております。そのためにも、幅広い皆さんからご意見を寄せていただきながら、住民ニーズを踏まえた利活用計画の検討が必要であると考えております。町民のよりどころとなり、町の魅力が発信できる整備を目指してまいります。

次に、中心市街地活性化のための複合施設の要望があるが、可能な組み合わせモデルはについてであります。先般議会からの政策提言において、今後の公共施設の整備に当たっては複合化の視点を持った検討を行うよう提言をいただいているとともに、さきのアンケート調査の際にも、小松地区交流センター、診療所、保育所などの複合施設を建設してほしいとの要望をいただいております。

平成28年3月に策定した川西町公共施設等総合管理計画において、人口減少時代の到来を迎え、施設の利用頻度が低い施設や老朽化が進んだ施設は、近接する類似施設との集約化や用途の異なる施設の複合化を検討しますと基本方針を定めているところであり、施設等の整備計画の検討に当たっては、複合化の視点を含めて検討してまいります。

なお、現時点においては、跡地利活用の具体的な方針等が確定しておらず、複合化のモデルケースをお示しできる状況にはありません。今後跡地利活用の具体的な整備手法等の検討を進め、その内容については進捗状況に応じて議会にご報告申し上げる予定でありますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、歴史まちづくり法の活用による跡地利用は可能かについてであります。歴史まちづくり法の概要は、議員にもご出席いただいた平成29年度の中央省庁要望にあわせて実施した政策研修のテーマに設定し、研修してまいりました。

国では、全国各地で町家等の歴史的な建造物が急速に滅失し、良好な市街地の環境、いわゆる歴史的風致が失われつつある現状を改善する必要があるとし、良好な歴史的風致を維持、向上させ、後世に継承することを目的として、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、歴史まちづくり法を平成20年11月に施行いたしました。

この法律に基づき事業を実施するためには、国が策定した基本方針に基づき、市町村は重点区域を定め、文化財の保存または活用や歴史的風致維持向上施設の整備または管理、歴史

的風致形成建築物の指定の方針等を定めた歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けなければなりません、県内では鶴岡市が平成25年に国の認定を受けております。

小松地区は、宿場町として発展し、地区内には歴史的な建造物等も多く現存しております。さらには、諏訪神社の祭礼等の伝統行事が地域の皆さんの手で長く受け継がれております。国では、歴史上重要な建造物や周辺の市街地と人々の営みが一体となった歴史的風致を維持、向上する取り組みを計画対象としておりますので、歴史まちづくり法に基づく事業実施の可能性は高いと思われれます。

一方、この事業は歴史的風致をそのまま維持するのみならず、歴史的な建造物の復元や歴史的風致を損ねている建造物の修復等の手法によって、積極的にその良好な市街地環境の向上を目指すことが求められております。町並み全体の維持向上を目指すとした取り組みとなりますと事業規模は大分大がかりになると予測されますので、庁舎跡地利活用のコンセプトとしては検討すべきと考えますが、別途中心市街地活性化に向けた全体的な議論の中で検討を進めるべきと考えております。

次に、各種補助事業による財源確保の方向性についてはありますが、現時点においては、庁舎跡地利活用の方針等が確定しておらず、具体的な施設整備等の検討を進めている状況にあるため、活用可能な財源等の研究までには至っておりません。

本町では、新庁舎の建設整備を初めメディカルタウン構想の具現化など、今後大型プロジェクトの推進を計画している中にありますので、財源の確保は本町の最重要課題と捉えております。今後庁舎跡地利活用の具体的な機能検討の進捗に合わせ、有利な財源確保の研究も進めてまいります。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○6番 大変長く丁寧なご説明をいただきまして、ありがとうございました。

初めに、学校のエアコン設置について教育長にお尋ねを申し上げます。

6月議会では、表現したように残念な結果だったということで、設置するつもりはないんだなというふうには当時は受け取ったわけですが、その後補助金制度、交付金制度が設置ということで積極的に取り組んでいただいたということ、大変評価というかありがたいと、このように思っているところですが、ことしの夏はデータのように教室内の温度が34度から36度だったということですが、ここ数年来、教室内の温度管理というのは温度をはかるという行為はなさっているんでしょうけれども、傾向的にはどうなっているんでし

よう。ことしが特別暑かったのか、それともずっと暑く傾向的になっているのか。そういうデータというのは、ございませんか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 残念ながら、そういうデータのものは持ち合わせておりません。ただ、教室内の温度とその気温との関係については、概略的に申しますと、大体気温から2度ぐらい引いたのが教室の温度になっておりますので、最近の日本というか世界を見ますと温暖化というふうなことで進んでいるようでありますので、そういうふうな傾向は持っているんだらうと、そんなふうに思っています。

○議長 橋本欣一君。

○6番 学校環境基準によりますと、今年度から改定になったということで、教室の適正な温度が14度から28度までであるべきであるというふうな表現のように変わったようですけども、それに比べれば、やっぱり34度、36度というのは大変高温である、高い温度であるというふうに感じるわけで、ぜひやっぱり早急にエアコン設置、冷房設備の設置というのは必要だったなど、こんなふうに思っているところですけども。

この夏に関しては、学校の先生方のご配慮や教育委員会の配慮等々で熱中症の事故というか、そういったもの、体調崩した生徒というのはいるとは聞いてないんですけども、現実的にはどうだったんでしょうか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 熱中症というふうなことで、こちらのほうに報告があったものはありません。6月の議会の時点でことしの暑さと冷房との関係を私も強く申し上げましたところがあるのでありますので、その裏返しとして必死になってそういうふうな事故につながらないように、国からも県からも通知、事務連絡等いろいろ来ておりますが、努めたところでございまして、例えば小学校の水泳大会ってあるわけでありますが、水温の適温というのが31度ぐらいのところまでというふうなことでありましたので、温度計を入れながら、31度を超えたらやめろぞというふうなことで非常に予定を早目に進めたなんていうふうなことからも、必死になって努力したというふうなことでございます。

○議長 橋本欣一君。

○6番 私が指摘したからそういう対応になったということではなくて、やっぱり気温に応じた教育委員会なり学校の先生方の管理状況というのは、適正な管理をしていただいたなと思っておりますので、私も少しは、ちょっとした助けになったのかなとは思っているところです。

けれども。

エアコン設置するという事で、交付金を使いながら整備していくという事でございますけれども、3億1,000万、全教室、小学校、中学校66教室に設置すると3億1,000万ほどかかるということですが、どうなんでしょう、全教室一気にやったほうが、この交付金ことし限りでございますので、やったほうがよかったのではないかなと思うんですけれども、お考えは。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 議員からは全教室1回にということでしたが、今回整備する交付金については、先ほど来申し上げましているとおおり、大塚小学校と川西中学校を対象としてこの交付金を使っていきたいというふうに思っております。なぜならば、臨時交付金は今年度限りというふうに言われております。次年度以降、うちのほうとすれば一気に全ての教室、公立の全ての教室というわけにはいかず、残ったところについては計画年次的に行っていくしかないというふうに捉えております。そういったことから、まずは普通教室あるいは特別支援学級の設置を優先させるべきというふうに考えておりました、それらをまず先に整備させていただきたいというふうに考えているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○6番 予算については教育長にお聞きしてもなかなか難しいところがあるんでしょうけれども、町長、一気にできない理由というのは、そういう財政的なものがあつたんでしょうかね。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ただいま私の答弁をさせていただきましたけれども、文部科学省で、学校整備もそうですけれども、さまざまな教育施設の整備のときにネックとなるのが、配分基礎額という額が示されております。本町の場合は、交付対象額となる平米当たり2万5,300円ということでございます、その中で教室の面積を掛け算して交付額が決定されると。その3分の1が交付になる、残り3分の2は起債を認めるということになるわけですが、現実的に工事を積算しますと工事費全体とすると3億を超えると。しかし、文科省の基礎算定額から交付される基礎額というのは1億円程度、残り2億円については町が負担をしなければならないという現実でございます、今回とりわけ町の部分の予算債で取り組む内容につきましては財政措置が全くないと。ただ借金をするだけということもございまして、町の有利な起債などを考えれば、今回全くゼロというわけにはいかないわけでありまして、一番これから大切な時期を迎える中学校と、小学校の中でも中廊下があつてなかなか風通しのよくない大塚

小学校を優先させていただいて、今後は年次的な計画の中で有利な財源を確保しながら取り組んでいくという判断をさせていただいたところでもあります。

他の自治体の事例なども見ますと、やはり年次計画を組んで、県のほうも公立学校持っていらっしゃるわけでありましたが、県のほうも実際にはそんなに積極的に一気にというわけではなくて計画的に取り組まれているのかなというふうな判断をしたところございまして、ご理解賜りたいなと思います。

○議長 橋本欣一君。

○6番 現段階で出せる範囲の自己資金の手当てをしながら設置していくということでしょうけれども、町長今おっしゃった平米当たり2万5,300円というのは、町の積算単価ということで理解してよろしいでしょうか。国は2万3,200円というような平米当たりの単価で、約2,000円ぐらいの差というのは、これが大変だということになっているのでしょうかね。私の情報、この2万3,200円というのは当たっているか当たっていないかですけれども、この差というのはいかがなんでしょうか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 確かに議員がおっしゃるとおり2万3,000円というのはありますが、ここはさらに特例として寒い地帯ということで加算がございますので、うちの町としては平米当たり2万5,300円という基礎額になります。

○議長 橋本欣一君。

○6番 はい、わかりました。

答弁書の12ページの中ほどに、全体整備費の24.8%の支援額になるということございすけれども、交付額のパーセントが26.7%というふうに、この支援額とこの24.8%というのは全く違うものなんでしょうか。ちょっと満額26.7%もらえば、もらえばというか申請すればいいんじゃないかなと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 先ほど来説明させていただいておりますが、基本的に町が考える設備費がこのくらいかかるとします。ただ、ここは町が実施する事業費、ただ国が決めるのは先ほど言った配分基礎額なので、こここのところから基礎額が全然低いと。さらにそこから3分の1の補助が出て、国が決める全体経費の中で3分の1を除いたところについて起債を認めて60%となりますから、最初から実質工事費に占める割合が国の算定基礎については低いのです。そのために実工事費との差が出てしまいます。それで、実工事費と国からいただけるお金を

比較すると24.8%にしかないということで、国が示しているような額で全ての工事費が終わったと仮定すれば、国が示しているような26.7%、市町村が負担する額というふうにはなりますが、実際近隣の市町村でそこで終わるというところはございません。やっぱり全ての市町村で全部実工事費とは差が出ているということから、先ほど町長がお答えしているように、実工事費との差があるものだから、それで一般会計からの拠出が避けられないというような状況でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 町の今の試算の中での答弁でありますので、これから実施設計に入ってキューピクルが本当に更新しなければいけないのか、容量を大きくしなければいけないのか、それをしなくても現行のキューピクルで間に合うのかどうかなどもこれから精査させていただきますので、これが数値として確定したものではなくて、今の試算の中での数値だということをご理解賜りたいと思います。できるだけ工事費を圧縮して、国の基準に近づければ近づけるほど国の支援というのが厚くなるわけでありますので、そのことも十分勘案しながら精査させていただきたいと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 近隣の市町村、県内の状況などさまざま聞くと、この交付金ではやっぱり持ち出しが多いものだから、例えば過疎債を使うというようなところもあるようですし、交付金と過疎債を合わせた形でもというような、情報でこれ確かなものではないんですけども、さまざまあるようですけれども、例えば過疎債のほうが有利なんじゃないかなというふうな思いはあるんですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 学校のエアコン設備の設置に向けまして町の単独事業として実施をし、過疎債を活用するということは可能であるというふうには思います。ただし、過疎債につきましては毎年国のほうから配分、起債の発行額につきまして配分方式で割り振られるということが原則となっております。配分された枠内で他に活用する事業等も勘案した場合に、そのエアコン設置事業を完全にやれるのかといったことが担保されないというふうな不安要素も抱えているような状況にもございますので、それらも踏まえながら検討していく必要があるというふうに考えてございます。

○議長 橋本欣一君。

○6番 さまざまそちらで検討なさったことでしょうかから、私自身では、過疎債のほうが単純

に有利なのかなというふうな思いがあったから質問させていただきました。

全校対応ができないわけなんですけれども、順次やっていくという、来年、再来年と年次計画を組みながらやっていくということなんですけれども、残りの部分については継続した事業で交付金なしでやっていくということなんですか。どのようなお考えでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回12月補正で川西中学校、大塚小学校のエアコン設置について予算化させていただきましたけれども、かなり不安があるんです。というのは、実施設計をできるだけ早く仕上げていかないと工事に入れないわけでありますが、ほかの自治体もそうなんです、設計を組む設計業者さんがもういっぱいいっぱい、当然3月いっぱいなんていう工期では取り組めないという話をいただいております。さらに、施工する業者さんももういっぱいいっぱい、来年の夏まで間に合うなんてことは当然考えられないというのが、日本中でそれがスタートしておりますので、かなり厳しい状況であるということをもまずご理解賜りたいと思います。

残りの小学校の部分についても、当然状況を判断させていただきながら、年次計画を組んで取り組むべき課題というふうに捉えておりますので、片一方に入れて、片一方で入れないということではなくて、できるだけ早く整備されるように努力していきたいと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 実は私もそんな情報をお聞きしてまして、とても3月というか来年の夏までに設置できるころなんてないでしょうねと、特に全市町村が取り組んでいる、あるいは東京オリンピックということもありますし、大変対応できないという、業者数が少なくてというふうな情報もありますので、できるだけ早期に取り組んでいただくように、できればこの夏から利用できるような方向で取り組んでいただきたいと、このように思います。

また、残りの部分についても早急に、東京オリンピックがまず済むまでというか、どうなるかわからないんですけれども、できるだけ早い方向で取り組んでいただきたいと思います。

実は、設置になったからというような質問にはあるんですけれども、設置になったからといっても、いざ稼働すると電気代が膨大な電気代になるというふうな予想になっておまして、エアコンは設置したけれども、もったいなくてスイッチを切っているというところが今まで全国であちこちあるそうなんです。で、熱中症を起こしたというふうな事例もあったというふうな、私確認してないんですけれども、そんな話もあるんですけれども、ランニングコストについては、この交付金なり何か補助というのは現在のところあるんでしょうか、そ

ういった情報あれば。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 ランニングコストについては、今回の臨時交付金にはございません。それで、新聞紙上、メディアで報道されている状況ですと、国会議員の方がこのランニングコストについて国に予算をつけるようになっていう報道されているというような紙面は見たことがありますが、そういった段階でございまして、予算配分されているという情報はまだございません。

○議長 橋本欣一君。

○6番 設置はしたがスイッチが入れられなかった、あるいはとめたということがないように、ぜひ自主財源もちろんでしょうけれども、やっぱり国・県に要望を強くしていただきたい。

さらには、13年なり15年後の機器更新の際、これもまたとんでもない金額になるということですので、そういった更新時のことも含めながらの要望というか、これもやっぱり強めた形でやっていただきたいと思います。15年後にはエアコン取り外したぞではなかなかこれ今どきはやらない話でございまして、ぜひその辺も考慮した形でお願いしたいと思います。

ブロック塀につきましては、交付金の名前がブロック塀何とかということになっておりますから、東沢小学校、町立病院等々のブロック塀の撤去ということでしたけれども、これは事前着工もよろしい、あるいは完了したのもさかのぼって申請してよろしいというような情報があるんですけども、いかがでしょうか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 このたびの国のこの交付金については、教育施設に関してという対象だというふうに認識をしておりますので、今般解体しました旧町立病院敷地内、それから旧東沢小学校のブロック塀については対象外だということで、交付金の申請云々については申請をする予定はございません。

○議長 橋本欣一君。

○6番 普通財産になってしまったものですから、ちょっとタイミングが。教育施設ということですね、はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、庁舎跡地利用についてですけども、町長、10月31日に庁内検討会を開いてようやく始動したという形なんでしょうけれども、ちょっと遅いんじゃないかなと私思うんですけども、遅くなったというか、10月31日になった理由というのはあるんでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今取り組んでいる内容については、新庁舎の実施設設計などに集中して取り組んでまいりましたし、あわせてメディカルタウンなど大型のプロジェクトも抱えているということで、それらの検討も全庁的に取り組んでいる経過がありまして、優先といたしますか、道筋がつけば次の手だてになるわけでありまして、これも並行して進めるべきと課題としては捉えているところでありまして、なかなか方向性が定まらないで来たということが実態でありまして、ようやく庁舎内の中で担当部署が集まって、それぞれの持っているさまざまな情報を寄せ集めしながら、課題解決、課題整理、そしてさらには財源確保といった部分について着手したところでございます。今後は、今月中でありますけれども外部検討委員会を設立して、さまざまな方に参加いただきながら声を寄せていただくような会議に取り組んでいるところでありまして、今後はスタートを切りますので、精力的に意見交換そして議論を深めてまいりたいと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 既に答弁書にあるようにさまざまな、複合施設にしてほしい、あるいは公園、イベント広場なんかにしてほしいというような要望もあるわけですが、やはりこれ町長みずからこういった構想はどうなんだというものを町民に投げかけながら進めるべきじゃないかなと、町長のリーダーシップというか、これが必要なんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 庁内の中での町有施設の課題というのはそれぞれあるわけでありまして、それらの要素は当然入れています。もう一つ、ハード整備ありきではないだろうというふうに私自身は思っておりまして、整備をするに当たっては小松地区を中心とした町内の皆さん、町民の皆さんがやっぱり望むものであったり、また高齢化も進みますが、町民の皆さんのよりどころとなれるような運営が可能なものにしていかなければいけないというふうに思っております。そのためには、高齢者を対象とするのか、若い人たちを対象にするのか、もしくは子供たちを対象とするのかというようなことで、さまざまな整理をしなければいけないなというふうな思いをしているところであります。

そういう意味では、独断専行ということではなくて、まず議論を着手させていただいて、さまざまな意見を寄せていただくという段階になってくるんだろうというふうに思っています。私自身じゃ何がいいのかということをもっと先に投げかけてということになりますけれども

も、今までも何回かお話しさせていただいておりますけれども、小松地区の交流センターがないということが一つの大きな課題なんだろうというふうに思っておりますし、さらに午前中で議論がありましたように災害に対して対応、適応できるような施設ということも必要なだろうというふうに思いまして、そういう意味では小松地区の交流施設の拠点となるようなものがまずベースにあるのかなというふうな思いはしております。これも、これを活用される住民の皆さんのご意見を十分踏まえながら、たたき台をつくっていくことが求められているのかなというふうに思っております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 できなかったことを言ってもしょうがないという、これから進めるということでございますので。やっぱり小松地区の方は不安だと思えます。役場がなくなって草ぼうぼうになるのかなと、何にもないのかなというふうな不安もあるわけですので、やっぱり小松地区の方に、特に小松地区の方にやっぱり夢を見させていただきたいと。夢と現実の違いというふうに言われるかもしれませんが、結局その夢を実現するために誰が主導してやっていくのかということをやっぱり今から決めておかなければ、小松地区の何とかという組織に任せるのか、あるいは町長みずからやっていくのか、庁内でやっていくのか、そういったものをやっぱりきちとした形で、これからだと言われればそれまでなんですけれども、その辺ぐらひは、町長、きちとした形で組織をつくっていくのか、どういう意見集約の場を持つのかというぐらひは、答弁できませんか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 あくまでも庁舎の跡地利用でありますので責任は町がある、町がリーダーシップをとってさまざまな議論をさせていただきたいというふうには思っております。財源の問題も当然あるわけありますから、それを全て町民の皆さんに丸投げするなんてことはできませんので、これは町としての責任を果たしてくと。ただ、施設をどうやって生かしていくのか、利用していくのか、ここについては町民の皆さんの参画というのが当然求められますし、また、団体などもございますので、団体の皆さんにも参画いただけるような形で議論を進めていきたいと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 ある程度やっぱり進んだら、こういう複合施設があるねとか、こういうまちづくりがあるね、あるいは商店街があるねというような、やっぱりモデルケースなんかも示していただければ、より現実的に夢が描かれるんじゃないかなと、こう思うわけで、これから始める

わけですから、ぜひ議論を深めながら、ハード整備だけじゃなくて、それを利用する人の立場に立った利用しやすいような、利用してよかったなというようなソフト面での充実も図りながら検討していただきたいと思います。進まないものには、何も私はこれ以上言えないんですけれども。

もう一つ、歴史まちづくり法、これについてはなかなか難しいというような表現なのかなと思っているんですけれども、庁舎跡地利用にはなかなかできなくて、小松地区全体のまちづくりの中では対応できるのかなというふうな印象なんですけれども、できないんですかという質問なんですけれども。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 歴史まちづくり法を私も一緒に勉強させていただいて、この風致計画ですね、計画策定、国の認定を受ける歴史的風致維持向上計画を策定しなければならないということで、あのとき勉強させていただいて、下小松古墳群があるという、国史跡があるということと、あわせて諏訪神社を初めとして若い世代も年配の方も一緒に地域を守る活動をしている、こういったものは当然計画策定の基礎要素に入るので可能性はありますよというお話をいただいたところであります。

私からすると、もう一步踏み込んで国交省からの財源というのが期待されるのかなというふうに捉えたところでありますが、今町でさまざま八相山線なんかも取り組んでおります社会資本整備総合交付金が充当になるということは、今町で要望しても2割、3割ぐらいしか交付されない状況でありまして、これを計画策定して、さらに国に予算要求したとしても、なかなか財源としてのうまみが発揮できないのが現実だなというようなことで、ゼロではないわけではありますが3分の1は町負担ということも含めてでありまして、有利な財源としてはちょっと全体の事業費も圧縮されている中では厳しいかなというふうな捉え方をしているところでありまして、跡地利用は跡地利用、さらには全体の中心市街地の活性化をどうやって図るかという中での歴史まちづくりに関する支援策という二本立てで考えていくのが、今の現時点ではベターかなというふうに思っております。

先ほどありましたように、跡地利活用について、やっぱりもっと積極的に前へ進めようとしたときに、こっちの風致計画をつくることのほうに力を注げばまた時間がかかってしまうということで、我々としては跡地利用と中心市街地活性化という二本立てで検討していく必要があるのかなと現時点では判断しているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○6番 何もかにもしろということなんですけれども、やっぱりしなければいけないというような状況だと思いますので、ぜひ過重労働にならないような働き方改革もしながら、ぜひ取り組んでいただきたいと、こう思います。やっぱり使う人が心豊かなまちづくりということで、型は古いが時化には強いということで、施設は施設、使う人は使う人、この利便性なり心豊かなものにしていただきたいと、このように思います。何せ、やっぱり単独事業ということではなかなかできないものですから、やっぱりいろんな手だての方法というものを今からやっぱり模索する必要があると思いますので、できるだけ取り組んでいただきたいと、このように思います。小松地区の方にも、やっぱりそういったものを説明していただきながら、取り組むということを明言していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

以上をもって本日予定しました一般質問を終わります。

なお、第5順位以降の2名の方の一般質問につきましては、あす12月7日の本会議において行いますので、ご了承願います。

---

#### ◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

(午後 3時11分)